

アジアの持続的成長の実現に向けて
～世界の成長を牽引するパートナーシップの進化～

平成21年4月

社団法人 関西経済同友会
中国・アジア問題研究委員会

目 次

1. 研究の背景.....	1
2. 現状認識 ～中国・アジアの光と影～.....	2
(1) 中国の現状	2
① 経済情勢.....	2
② 企業の経営環境の変化.....	11
(2) インド・ベトナムの現状	18
① 経済情勢.....	18
② 企業の経営環境の変化.....	23
3. ビジネス環境における課題.....	25
(1) 中国	25
① 法制度面での課題.....	25
② 雇用関係における課題.....	26
③ エネルギー・環境における課題	28
④ その他	28
(2) インド.....	30
(3) ベトナム	32
4. 提言	34
(1) 基本的な考え方	34
(2) 中国・アジア問題における提言	36
① 中国に関する日本政府への提言	37
② 中国に関する日本企業への提言	39
③ インドに関する提言	41
④ ベトナムに関する提言.....	42
■ 平成 19 年度・20 年度 活動状況.....	43
■ 平成 20 年度 名簿.....	45

1. 研究の背景

本研究では、以下の視点に基づき中国・アジア地域における企業活動の現状を把握、分析し、わが国ならびに関西の更なる発展のために必要と思われる「提言」をとりまとめた。

■日本の発展に不可欠な中国・アジアの成長力

中国・アジア地域は世界人口の半数以上を擁し、近年めざましい経済発展を遂げてきた世界の成長セクターである。特に中国は世界人口の2割を有する大国であり、著しい経済成長によって存在感が急速に高まっている。

この急速な経済発展の一方で、経済、社会、政治、環境・エネルギーなど様々な面においてひずみが生じはじめており、問題が顕在化してきている。今、中国・アジア地域は成長力といった「光」と不安定さといった「影」を併せ持っており、その「影」の部分が世界的な問題となるまでに膨れ上がっている。

日本にとって中国・アジア地域は、貿易額や対外投資金額の約半分が集中するなど相互依存の関係にある。少子高齢化が進む日本が今後、成長、繁栄するためには、中国・アジア地域の成長を取り込むことができるかどうかが鍵になるといっても過言ではなく、また日本の発展が中国・アジア地域の更なる発展を牽引すると考えられる。中国・アジア地域、そして日本がこれまで以上に関係を深め、相互に発展していくために、ともに課題を解決していくことが求められる。

【研究の対象地域】

- ・本研究においては、中国のほか、アジア地域において成長著しいインド、ベトナムを対象として、研究を進めた。

2. 現状認識 ～中国・アジアの光と影～

(1) 中国の現状

① 経済情勢

- 世界的な経済危機により、これまで二桁成長を遂げてきた中国経済が転換期を迎えた
- 先行き不透明ではあるが、中国政府の強力な景気刺激策により底堅い成長が期待される
- 莫大な外貨吸収により過剰流動性が問題となるが、今後は沈静化へ向かうと思われる
- 個人消費は停滞懸念があるものの、中長期的には拡大すると見られる
- 経済成長に伴いエネルギー消費量は増大しており、また環境問題も深刻化している

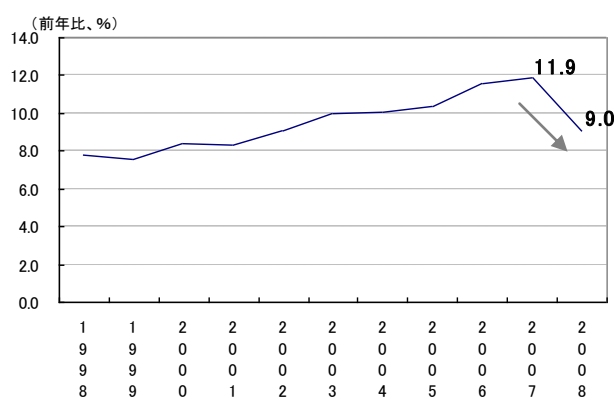
■転換期を迎えた中国経済

中国では2003年以降、実質 GDP 成長率が二桁となる成長が続いた。金融引き締め政策が徐々に強化されたにも関わらず成長率は年々高まり、2007年には11.9%に達した。しかし2008年に入ると世界的な景気の減速に引きずられ、成長率は一転し9.0%にまで減少し、6年ぶりに1桁台を記録した。最大の要因は、高成長の牽引役であった輸出の伸びが大きく鈍化したことだが、株価の大幅な下落、中国企業の赤字・倒産の急増等、国内環境にも変化が見られた。

こうした経済情勢の変化を受け、中国政府はこれまでの「外需依存」から脱却し「内需拡大」をはかるべく4兆元の大規模な景気刺激策を打ち出すとともに、2008年9月以降5回にわたる利下げを実施し、急激な金融緩和策をとった。

このように経済成長が急減速し、政府の政策が外需から内需に、また金融引き締めから緩和に切り替わるなど、中国経済は転換期を迎えた。

図表-1 中国の実質 GDP 成長率の推移

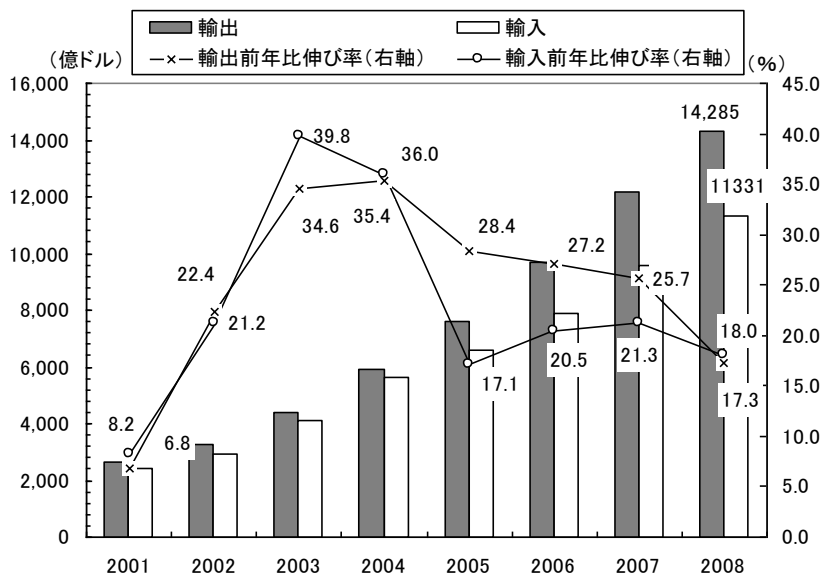


(資料) 中国国家统计局ホームページより作成

【中国企業の業績に関する情報】

- ・ 主要鉄鋼メーカー71社の2008年最終損益を合算した赤字額が前月比で129%増の291億人民元に拡大した。赤字企業は全体の62%に当たる44社。(中国鉄鋼工業協会発表)
- ・ 国有企業の08年利益総額が前年比25.2%減の1兆1843億5000万元に落ち込んだ。(中国財政部発表)
- ・ 広東省で今年10月に倒産、廃業、移転した企業は8,513社に上り、1-9月の累計(7148社)を上回った。10月末時点の倒産件数は1万5661社。(広東省発表)

図表-2 中国の輸出入の推移



2008年の実質輸出額伸び率は、約17.3%にまで下落。特に11、12月は7年5ヶ月ぶりに前年比マイナスとなった。

(資料) 中国国家统计局「中国統計年鑑」(各年版)、中国国家统计局ホームページより作成

図表-3 中国の株価(上海総合株価指数)の推移



(資料) CEIC データ社のデータ・ベースより作成

上海総合株価指数：1990年12月19日を基準日(100)として算出される指数

■中国政府による強力な景気刺激策

アジア経済は米国から分離（デカップリング）されており、高成長が続くと言われていた。しかしながらアジアのこれまでの成長の牽引役は外資系製造業を中心とした輸出産業であり、米国の景気減速による影響は避けられず、今後一段と厳しい環境になることが予想される。そのような中、中国政府は雇用と社会安定の維持に必要とされる「8%成長」の確保に総力をあげて取り組む方針で、すでに2年間で4兆元（約53兆円）の公共事業を実施するという大型景気刺激策を打ち出している。これについては実現性、実効性に疑問を抱く声もあり、また世界経済の回復時期についても不透明なことから2009年以降の経済成長の予測は困難であるが、中国政府の強力なリーダーシップのもと状況に応じて追加の対策が矢継ぎ早に実行されれば、8%を大きく下回るような本格的な景気後退に至る可能性は低いと考えられる。

図表-4 4兆元対策の概要

項目	概要	金額 (億元)	シェア
●鉄道・道路・空港など重要インフラ整備	旅客輸送専用、石炭輸送、西部幹線鉄道の建設、高速道路網の整備、中西部における空港建設、都市電力網の改造	18,000	45.0%
●地震被災地の復興支援	四川省大地震の被災地の復興支援を加速	10,000	25.0%
●農村インフラ建設	メタンガス利用拡大、安全な飲料水の確保、道路建設の加速、電力網の整備、水利事業や危険なダムの修復、大型灌漑節水施設の改善、貧困扶助の強化	3,700	9.3%
●生態環境整備の強化	都市部汚水・ごみ処理施設建設、重点領域の水質汚染対策、森林保護事業、省エネ支援	3,500	8.8%
●低所得者層向け住宅建設	低家賃住宅の建設、貧困層居住地域の改善、遊牧民定住プロジェクト、農村の倒壊の危険性がある住宅の改修	2,800	7.0%
●自主革新と構造調整	産業高度化と技術進歩、及びサービス産業の発展を支援	1,600	4.0%
●医療・衛生・文化・教育事業の発展	基礎医療衛生サービスシステムの構築、中西部農村の中学校校舎改築、中西部地区の特殊教育学校及び地域総合文化施設の建設	400	1.0%
●都市・農村住民	穀物買い上げ価格ならびに農業生産関連補助金の引き上げ、低所得者など社会保障対象者向けの補助金や年金給付の引き上げ	言及なし	—
●付加価値税改革	設備財支出に対する税控除などで企業の税負担を1,200億元軽減		
●金融面からの経済成長支援	銀行の貸出総量規制を撤廃し、貸出規模を合理的に拡大、重点プロジェクト・農業・中小企業、技術革新、合併・再編などへの融資を強化		
合計		40,000	100.0%

(資料)各種報道資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表-5 中国の実質 GDP 成長率の予測値

予測機関	2009 年の実質 GDP 成長率予測	備考
第一生命経済研究所	8.5% (2008 年 11 月)	
アジア開発銀行	8.2% (2008 年 12 月)	9.8%から2回にわたり引き下げ
日本総合研究所	8.9% (2008 年 12 月)	
中国科学院予測科学研究センター	約 8.3% (2009 年 1 月)	
中国人民銀行研究局	8%前後 (2009 年 1 月)	
中国国際金融有限公司	7.3% (2009 年 1 月)	8%を維持するのは難しいと予測
国連貿易開発会議	8.4% (2009 年 1 月)	基本シナリオ(悲観シナリオは 7.0%)
国際通貨基金(IMF)	6.7% (2009 年 1 月)	9.3%から 2 回にわたり引き下げ
モルガン・スタンレー証券	5.5% (2009 年 1 月)	7.5%から 2%の引き下げ予想
新光総合研究所	7.0～8.0% (2009 年 1 月)	
みずほ総合研究所	8.3% (2009 年 1 月)	
世界銀行	6.5% (2008 年 3 月)	7.5%から引き下げ

(注) (年月) は予測発表時期

(資料) 各種発表資料より作成

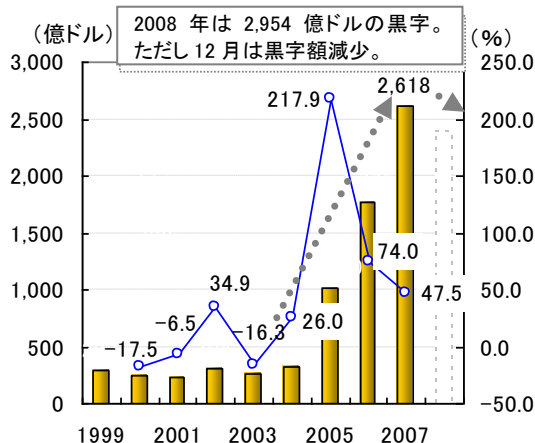
■過剰な流動性の改善

中国の高度経済成長には輸出と投資が牽引役を果たしてきたが、その結果、中国の貿易黒字は2004年の321億ドルから2007年には2,621億ドルへと飛躍的に増大した。また、海外からの直接投資についても年々増加し、2004年の606億ドルから2007年には748億ドルとなった。

こうした背景により過剰な流動性が不動産価格や株価の上昇を引き起こした他、製造業等における過剰生産も助長したと考えられる。過剰流動性が更に進むことで、インフレが引き起こされることも懸念される中、中国政府は金利引き上げ等の金融引き締め策や輸出抑制策を打ち出した。

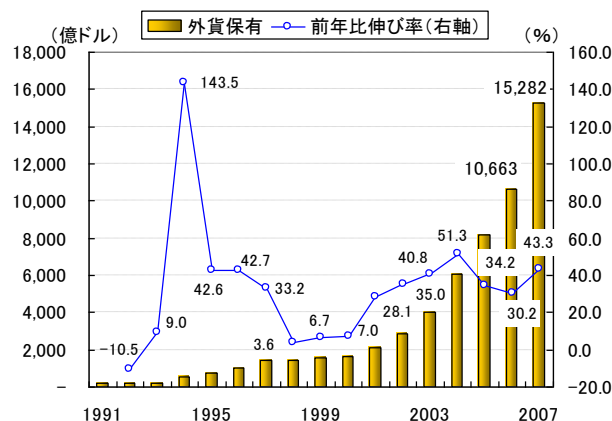
その後に世界同時不況となり、輸出の伸びは鈍化し、2008年11月には輸出の伸びがマイナスに転じた。今後、当面は輸出も直接投資も鈍化すると予測されることから、過剰流動性も沈静化していくものと思われる。

図表-6 中国の貿易収支(黒字)の推移



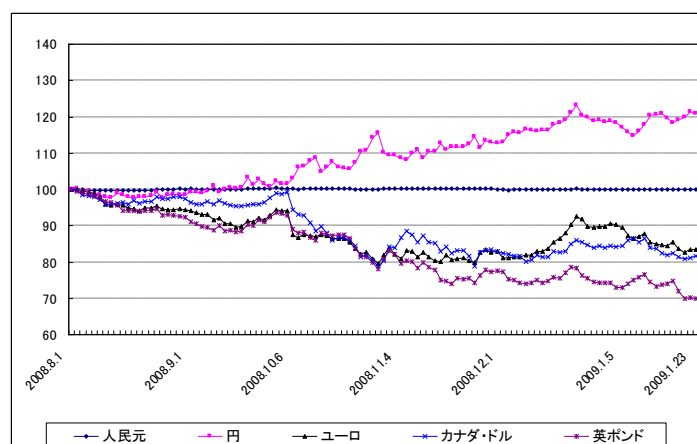
(資料) 中国国家统计局「中国統計年鑑 2008」

表-7 中国の外貨保有高の推移



(資料) 中国国家统计局「中国統計年鑑 2008」

図表-8 中国人民元の最近の推移(対 USドル)



* 各通貨の2008年8月1日の値を100とした場合の数値

(資料) 三菱東京UFJ銀行公表外国為替相場、中国外貨センター基準レート

世界的な金融市場の混乱によって各国の通貨相場が大きく変動する中、中国人民元は一定の価値を維持し続けている。

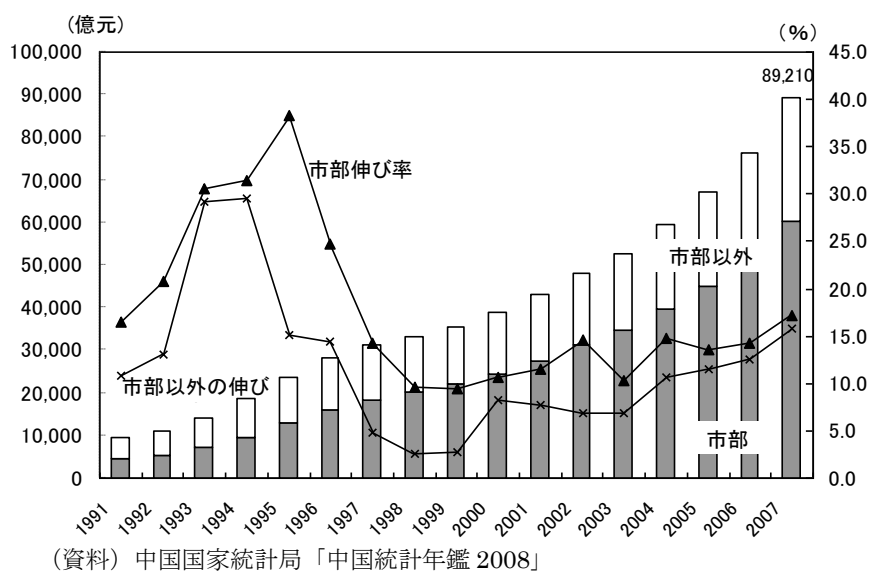
■停滞懸念のある個人消費

経済成長にあわせ、個人消費も年々増加の一途を辿り、2001 年以降、毎年二桁成長が続いている。背景としては人口増加や所得上昇があげられ、1999 年以降、平均実質賃金の上昇率が 10%以上で推移している。

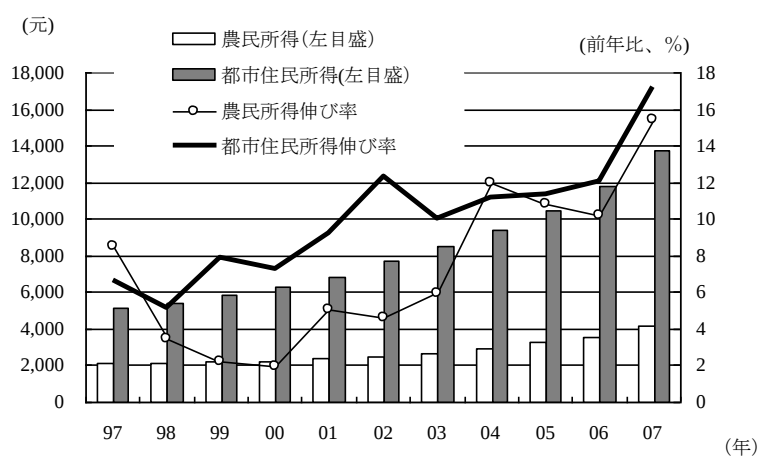
一方で、2008 年の株価暴落や資源価格下落は富裕層に大きな打撃を与え、住宅・自動車などの高額消費は売れ行きが鈍り始めている。また企業業績が減益に転じ、企業負担の軽減や失業者急増回避のため、中国政府が最低賃金の引き上げを先延ばしする状況もみられることから、当面は大幅な給与増は期待できず、個人消費が停滞する懸念がある。

しかしながら中国が巨大マーケットであることに変わりはなく、中国政府の打ち出す経済対策や格差是正策の実効性にもよるが、中長期的には個人消費は拡大すると見られる。

図表-9 中国における社会消費財小売総額の推移



図表-10 所得の推移



図表-11 中国における主要な耐久消費財の所有度合い(100世帯あたりの所有世帯数)

項目	都市部／農村部	1990	1995	2000	2006	2007
自動車	都市部	—	0.34	0.50	4.32	6.06
	農村部	—	—	—	—	—
バイク	都市部	1.94	6.29	18.80	25.30	24.81
	農村部	0.89	4.91	21.94	44.59	48.52
洗濯機	都市部	78.41	88.97	90.50	96.77	96.77
	農村部	9.12	16.90	28.58	42.98	45.94
冷蔵庫	都市部	42.33	66.22	80.10	91.75	95.03
	農村部	1.22	5.15	12.31	22.48	26.12
カラーテレビ	都市部	59.04	89.79	116.60	137.43	137.79
	農村部	4.72	16.92	48.74	89.43	94.38
カメラ	都市部	19.22	30.56	38.40	47.99	45.06
	農村部	0.70	1.42	3.12	4.18	4.30
エアコンディショナー	都市部	0.34	8.09	30.80	87.79	95.08
	農村部	—	0.18	1.32	7.28	8.54
パソコン	都市部			9.70	47.20	53.77
	農村部			0.47	2.73	3.68
携帯電話	都市部			19.50	152.88	165.18
	農村部			4.32	62.05	77.84
電話	都市部				93.30	90.52
	農村部			26.38	64.09	68.36

(資料) 中国国家统计局「中国統計年鑑 2008」

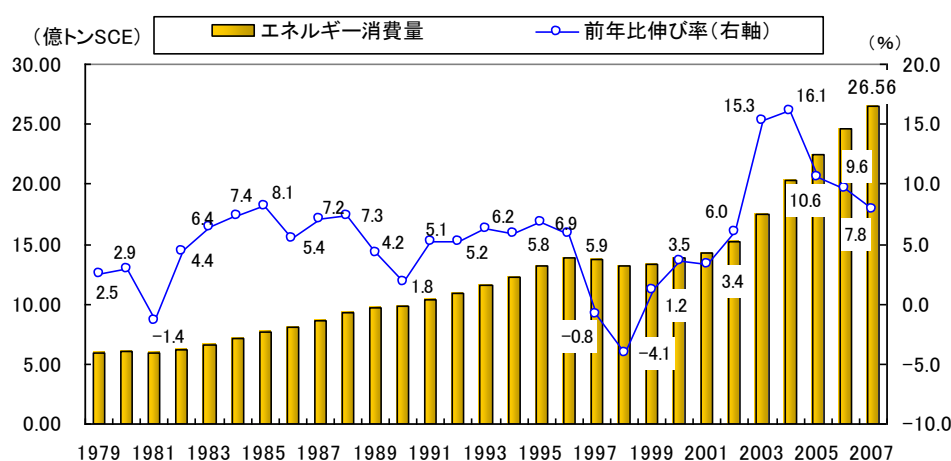
- ・ 都市部においては家電製品や情報機器などの普及が進みつつあるが、自動車、エアコン等は今後普及の余地があり、市場は更に拡大すると期待できる。
- ・ 農村部においては、総じて普及が遅れており、市場拡大の余地が大きい。

■増大するエネルギー消費量と CO2 排出量

経済成長に伴い、中国のエネルギー消費量は大きく増加した。2001 年から 2005 年の間の年平均伸び率は 10.1%で、その後も 10%前後で推移している。足下では経済成長に減速が見られるものの、モータリゼーションに代表されるような生活水準の向上に伴い、中長期的にはエネルギー消費量は大幅に増加することが予想される。またこうした傾向が続けば、世界的な資源エネルギー価格の高騰につながることを懸念される。

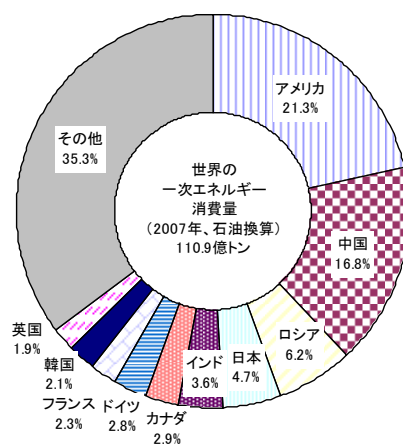
エネルギー消費量の増大に伴い CO2 排出量も急増し、2005 年度において世界の CO2 排出量に占める中国の排出割合は米国に次ぎ第 2 位となっている。中国政府はこうした状況を踏まえ、2006 年からの第 11 次 5 カ年計画において具体的な環境対策の目標を掲げ、取り組みを強化するものの、経済成長のスピードに追いつかず、環境問題はますます深刻化している。

図表-12 中国のエネルギー消費量前年度比の推移



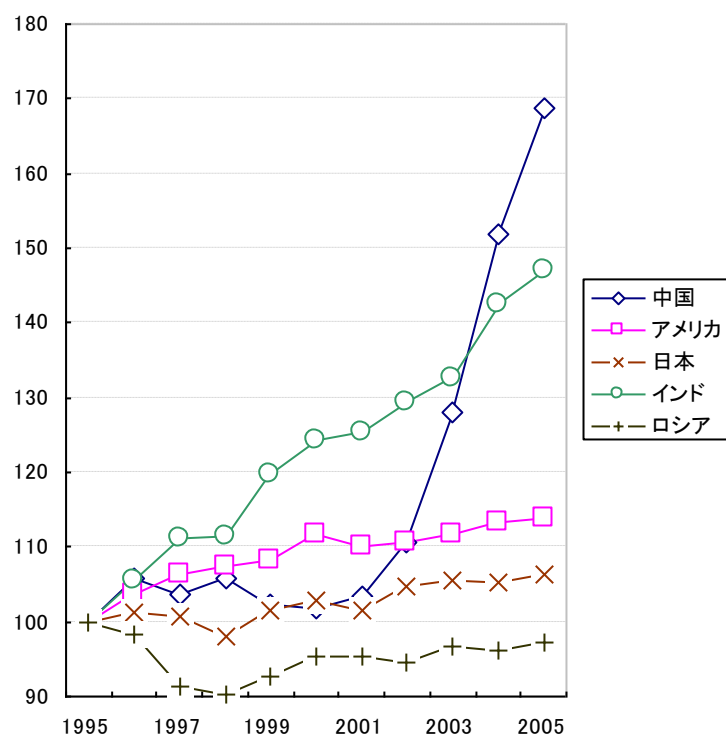
(資料) 中国国家统计局「中国統計年鑑」(各年版)

図表-13 世界の一次エネルギー消費量(2007 年)



(資料) BP 社「BP Statistical Review of World Energy June 2008」

図表-14 世界の CO2 排出量の推移



※1995 年の排出量を 100 とした場合の排出量の推移

(資料) OECD 「OECD Environmental Data COMPENDIUM 2006/2007」より作成

② 企業の経営環境の変化

- 中国政府の新たな政策方針により、経済成長に加え、格差是正、技術革新がはかられる
- 「コスト削減」のための存在から「巨大マーケット」として期待が高まる
- 交通、物流、電力供給など、総合的にインフラ整備が進められる
- 法制度の整備が着実に進む一方で、頻繁かつ唐突な改正、透明性を欠く運用、地方政府の独自運用など多くの課題が残る
- 労働契約法の施行により、労働コストの増加等が懸念される
- 外資誘致政策の転換により外資優遇制度が廃止される
- 日本企業は研究開発拠点の設置に慎重である

■中国政府の新たな政策方針

中国政府は、改革開放政策によって国民の生活水準を「いづらかゆとりのある生活」を意味する「小康」に導くことを目標とし、2000年には全国平均で「小康の初期段階の水準（小康水準）」を達成した。2002年の中国共産党第16回党大会では、さらにこれを推し進めた「全面的な小康社会の建設」を打ち出し、2006年からスタートした第11次5ヵ年計画において、「全面的な小康社会」の実現に向けた各種計画・目標が設定された。あわせて「自主創新」をスローガンに掲げるとともに、「和諧社会の実現」が盛り込まれた。

- 「全面的な小康社会の建設」・・・「小康水準」（小康社会の初期段階）は達成したとして、2020年にGDPを2000年比4倍にする新たな目標を掲げた。
- 「和諧社会の建設」・・・これまでは経済成長を最優先としてきたが、これに加えて調和のとれた社会を目指し、格差の是正を目指すことが新たに加えられた。
- 「自主創新」・・・固有の先進技術を育て、世界に通じるブランディングの確立を目指す。

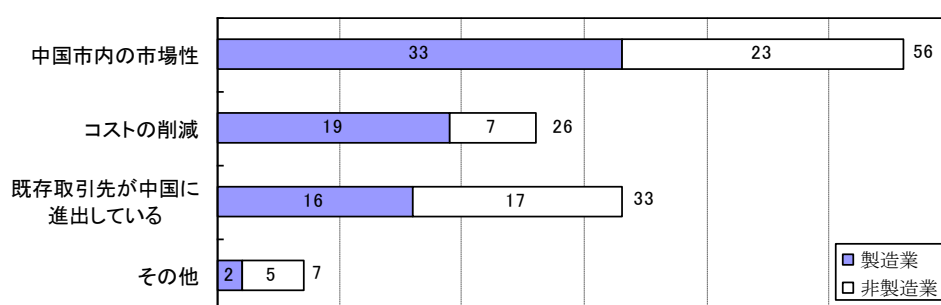
■「コスト削減」のための存在から「巨大マーケット」へシフト

これまでに中国へ進出した企業の多くは、低賃金による生産面での「コスト削減」を主たる目的として、そのメリットを活かした事業を展開してきた。しかし経済成長とともに労働コストは年々増加し、ベトナム等の東アジア諸国と比べコスト競争力は低下した。

一方で中国国民の生活水準は向上し、特に富裕層が急増する中、「コスト削減」にかわり「大規模な販売マーケット」としてのポテンシャルが最大の魅力となっている。

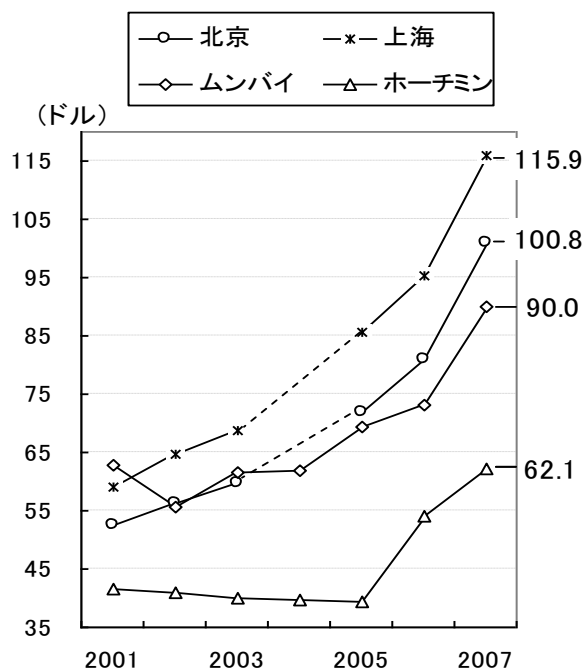
当面の個人消費の停滞感はあるものの、13億人にもものぼる国民の生み出す消費マーケットに対する期待は極めて大きく、世界各国の企業が市場獲得を狙っている。

図表-15 日本企業の中国への進出目的



(資料) 関西経済同友会「中国・アジア問題研究委員会」アンケート調査 (2008年4月)

図表-16 中国・インド・ベトナムの法定最低賃金の推移



(資料) 日本貿易振興機構「ジェトロセンサー - 在アジア日系企業における現地スタッフの給料と待遇に関する調査」(各年版) ※中国は2004年の公表データなし

■改善が進むインフラ

中国政府は第 10 次ならびに第 11 次 5 か年計画に基づき、インフラ整備も着々と進めている。空港については「全国民用空港配置計画」により地方を中心に 97 の空港を新設すると発表し、まずは 2010 年までに 45 の空港建設に着手する予定。北京首都空港、上海浦東国際空港、広州白雲国際空港の既存 3 大ハブ空港も拡張等一層の整備が図られる。高速道路は東西南北に通じる道路網「五縦七横」を中心にインフラ整備が進められた。これらを含め、中国政府は 2009 年には交通インフラ整備のため 1 兆元（約 14 兆円）規模の投資を目標に掲げており、今後も交通インフラの整備は進むと期待される。

需要拡大が見込まれるエネルギー供給についてもインフラ整備が進められている。第 11 次 5 か年計画において水力発電や火力発電、原子力発電の建設計画が位置づけられており、送電ネットワークの整備も推進する方針。

こうしたインフラ整備により物流環境が大幅に改善し効率化がはかれるとともに、企業の活動エリアを広げることができる。

図表-17 中国における空港インフラの整備状況推移

項目	1990	1995	2000	2005	2006	2007
民間航空路線数(本)	437	797	1,165	1,257	1,336	1,506
国際線数(本)	44	85	133	233	268	290
国内線数(本)	385	694	1,032	1,024	1,068	1,216
地方路線数(本)	8	18	42	43	43	48
民間空港数(個)	94	139	139	135	142	148
民間航空機数(機)	503	852	982	1,386	1,614	1,813

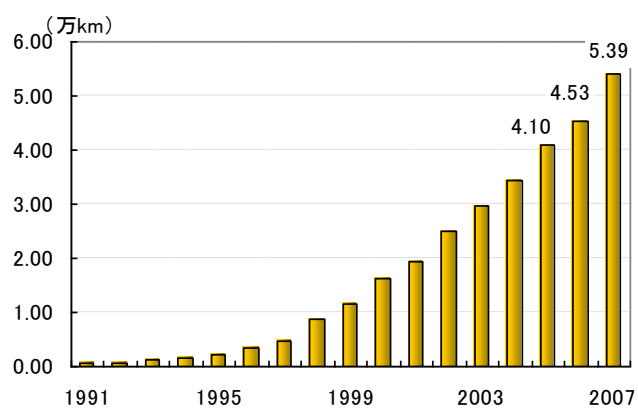
(資料) 中国国家统计局「中国統計年鑑 2008」

図表-18 中国「五縦七横」道路整備計画の状況



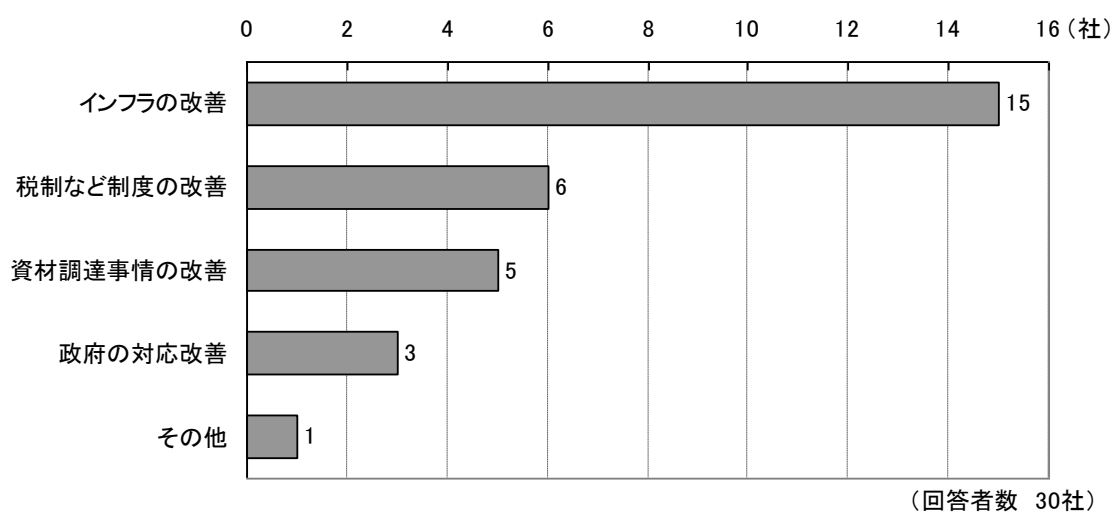
(資料) 経済産業省「通商白書 2007」

図表-19 中国における高速道路の整備状況推移



(資料) 中国国家统计局「中国統計年鑑 2008」

図表-20 中国における経営環境の改善点



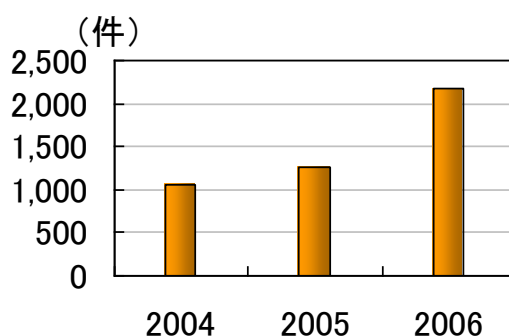
(資料) 関西経済同友会「中国・アジア問題研究委員会」アンケート調査 (2008年4月)

■着実に進む「法制度」の整備と課題の残る運用

中国は WTO の加盟をきっかけに、WTO ルールに準じて特許法、意匠法、商標法、著作権法といった知的財産権関連法を含め法制度の整備を進め、法治国家への道を着実に歩んでいる。しかしながら経済成長が著しい中、状況の変化に応じた法制度の変更が頻繁に行われるため、企業は想定していた利益の逸失や計画変更を余儀なくされるケースもあり、中長期の計画立案にリスクが生じる。さらに法制度の変更には地方政府の理解が追いついておらず、執行官や裁判官の知識不足により一貫性、透明性に欠けた事例が多く見受けられる。

特に知的財産権に関しては多くの企業が密接に関わる問題でもあり、これまでも問題が指摘されてきたことから、これまで数次にわたる改正により改善を図っている。しかしながら地方行政が独自の知財法を制定し異なる運用を行うほか、弁護士や弁理士の質の問題などがあり、未だ多くの課題を残す状況にある。

図表-21 中国(北京、上海)における知的財産権に関する裁判件数の推移



(資料) 日本貿易振興機構北京センター知的財産権部「中国知財司法統計調査」より作成
※北京市、上海市の第一および第二中級人民法院、高級人民法院における裁判件数による

■「外資誘致政策」の転換による優遇廃止

2007 年 3 月に「全国人民代表大会」において外資優遇税制を撤廃する「企業所得税（法人税）法案」が採択され、国が重点的に援助する必要のあるハイテク企業など一部の業種を除いては 2008 年より国内企業と外資系企業の税率が一本化された。

優遇税制撤廃の背景には、外貨準備高が世界一になるなど資金不足時代が終わったことに加え、中国の世界貿易機構（WTO）加盟から 5 年が経過し、「内外無差別」の原則に従ったことがあげられる。進出企業にとっては製造拠点としての魅力の低減となり、進出・撤退判断にも影響を与えるものとなるが、外資企業にとって不公平なものではなく、今後は国内企業と同等の条件で競争力を高めていく必要がある。

ちなみに 2008 年 11 月より全品目の 25%相当にあたる 3,486 品目の製品について、輸出増値税の還付率引き上げが実施された。これは輸出の伸びが鈍化したことへの対応と見られる。

■労働法の改正

2008年1月にこれまでの労働法にかわり「労働契約法」が施行された。無期限労働契約の締結義務や試用期間の短縮、労務派遣の制限など、従来の労働法に比べ、労働者の権利が大幅に強化された。

今回の制度変更により、労働コストがさらに増加する懸念が強まるが、それとともに中国人従業員がこれまで以上に権利意識を高め、労使関係が悪化する懸念もある。複数の企業においては1月の施行以降にストライキが続発した。

図表-22 労働契約法の概要

労働契約 ：・雇用開始後1ヶ月以内に書面で労働契約を締結しなければならない。 ・1ヶ月以上書面で締結していない場合、2倍の給与を支払わなければならない。 ・1年以内に書面締結していない場合は終身雇用契約を締結したものとみなす。
無期限労働契約 ：・勤続10年以上など一定条件に該当する場合、無期限労働契約を結ばなければならない。違反の場合、2倍の給与を支払わなければならない。
試用期間 ：・契約期間3ヶ月以上1年未満の場合は試用期間1ヶ月以下。 ・契約期間1年以上3年未満の場合は試用期間2ヶ月以下。 ・契約期間3年以上の場合は試用期間6ヶ月以下。
労働派遣 ：・本来は長期的な業務を期間分割して契約してはならない。 ・派遣労働は、臨時的、補助的、代替的な業務に適用する。
経済補償金 ：・契約解除でなくても、期間満了に伴う労働契約終了時にも経済補償金を支払う。 金額は勤務期間1年分の給与相当。
人員整理 ：・20人以上または全従業員の10%以上の削減は、①経営難など一定の理由 ②30日以上前に労働組合または全従業員に説明の上、意見を聴取 ③人員削減計画を労働当局に報告 が条件となる。
労働組合 ：・従業員側は、労働組合の代表として、雇用者と平等な協議を通じ、労働報酬、労働時間、安全、福祉、労働規律等について集団契約を締結することができる。

(資料) 労働契約法等により三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

■日本企業は研究開発拠点の設置には慎重

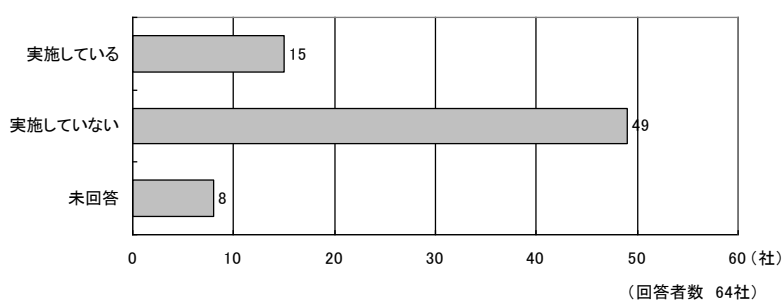
中国では 1999 年に外資系企業の単独資本による研究開発拠点の設立が許可されて以来、外資による研究開発拠点の設立が続いてきた。その背景として、中国の巨大マーケットの獲得には、中国の消費者ニーズに即応した商品の開発や優秀な研究人材の確保が不可欠との考えがある。中国商務省の統計によると、外資が投資・設立した研究開発拠点は 2005 年の時点で約 750 余りに上るといふ。

日本企業は早い段階から対中進出を行ってきたが、その多くは安価な労働力を目的とした生産拠点としての進出であった。一方、研究開発拠点としての進出は、モトローラ、ノキア、シーメンスを始めとした欧米の企業が先行している。中国政府も国内企業への技術移転等の波及効果を期待し、外資による研究開発拠点の設置を奨励している。

中国に研究開発拠点を置く日本企業も徐々に増え始めているものの、現時点ではまだ部分的な動きである。その背景として、知的財産に関する法整備が不十分であることに加え、人材の流動性が高く、技術漏洩に対する懸念があげられる。

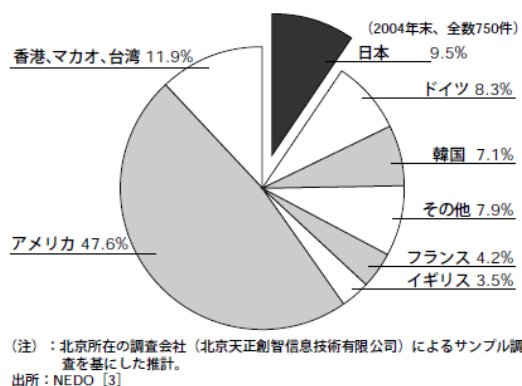
もちろん、これらの懸念は欧米企業にもあてはまる。「漏洩を恐れて何もしないリスクの方が大きい」との判断に基づき積極的に拠点設置に踏み出す企業がある一方で、情報漏洩リスクを考慮しながら慎重に現地研究開発拠点の活動を行っている企業も存在している。

図表-23 中国における日本企業の研究開発の実施状況



(資料) 関西経済同友会「中国・アジア問題研究委員会」アンケート調査 (2008 年 4 月)

図表-24 中国で外資系企業が設立した研究開発センターの国別構成比



(資料) 戦略策定調査事業「中国のイノベーションシステム調査」(平成 17 年 7 月)
(新エネルギー・産業技術総合開発機構)

(2) インド・ベトナムの現状

① 経済情勢

- 世界的な経済危機の影響により成長は鈍化しているが、経済対策や外資企業誘致策が実行されれば中長期的には持続的成長が見込まれる
- テロ、ストなどの問題が顕在化しリスクは高まるが、相対的にカントリーリスクは低い
- 親日感情も比較的強く、各種の政策協力、経済協力を約束し、政府間関係も良好である
- 経済成長に伴うエネルギー消費量の増大に環境対策が追いついていない
- 教育水準が高く、優秀な人材が多い

■経済成長の鈍化

インド・ベトナムとも 2005 年以降、実質 GDP 成長率 8%以上の高成長を維持し、国際的地位が徐々に向上している。しかし世界的な景気減速により両国とも当面は成長率が下がると見られる。

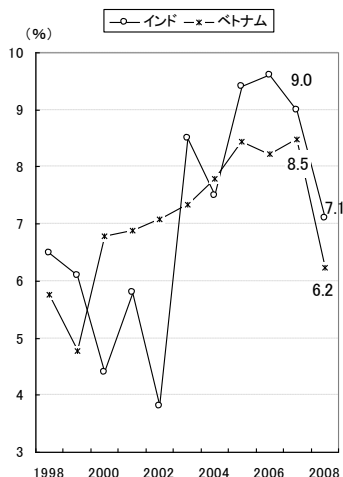
アジア開発銀行はインドの成長率を 2008 年度には 7.4%、2009 年度は 6.5%に下がると予測。インド国内にインフレが起こっていることを指摘し、厳しい状況下にあるとした。ベトナムについても、2008 年末に外需減速の影響が表れ始め、産業・生産活動と投資の減速が見込まれることを理由に 2009 年の成長率を 6.0%と予測している。

景気後退を受け、インド政府は 2008 年 12 月に経済対策として 2,000 億ルピー（約 3,800 億円）の財政出動、物品税の一時的な引き下げ等を実施すると発表し、更に 2009 年 1 月には 2 年間で 2,000 億ルピーを国営銀行に注入する等の策を盛り込んだ追加の景気対策を発表した。

ベトナム政府も 2008 年 12 月より景気対策の検討を開始し、2009 年 1 月に 17 兆ドン（約 10 億ドル）の景気刺激策を発表した。企業の融資金利補助にあてられる。その他、個人所得税、事業所得税の納税猶予や付加価値税等の減税が決定された。

また、両国とも経済政策において外資企業を成長のけん引役と位置づけ、経済構造特区制度やビジネス・パーク構想等により外資系企業誘致を積極的に行っている。これらの策が効果的に実行されれば、両国とも中長期的に経済成長が持続すると考えられる。

図表-25 インド・ベトナムの実質 GDP 成長率の推移



(資料)日本貿易振興機構ホームページより

(注)2008 年のインド実質 GDP 成長率は

2009 年 2 月 9 日にインド政府が発表した推定値。

図表-26 インドの実質 GDP 成長率の予測値

予測機関	2009 年の実質 GDP 成長率	備考
経済協力開発機構(OECD)	7.3% (2008 年 11 月)	
アジア開発銀行	6.5% (2008 年 12 月)	8.5%から2回にわたり引き下げ(9 月に 7.0%に引き下げ)
経済監視センター	7.5% (2008 年 12 月)	(インドのシンクタンク)
日本総合研究所	6.6% (2008 年 12 月)	
第一生命経済研究所	6.3% (2008 年 12 月)	従来予想の 6.6%から下方修正
国際通貨基金(IMF)	5.3% (2009 年 1 月)	6.9%から引き下げ
世界銀行	6.3% (2009 年 1 月)	
国連貿易開発会議	7.0% (2009 年 1 月)	基本シナリオ(悲観シナリオは 4.7%)
スタンダード・チャータード銀行	6.3% (2009 年 1 月)	2010 年度は 5%と予測
みずほ総合研究所	6%台 (2009 年 1 月)	

(注) (年月) は予測発表時期

(資料) 各種発表資料より作成

図表-27 ベトナムの実質 GDP 成長率の予測値

予測機関	2009 年の実質 GDP 成長率	備考
ベトナム政府	6.5% (2008 年 11 月)	2000 年以降最低の成長率
世界銀行	6.5% (2009 年 12 月)	
日本総合研究所	5.8% (2008 年 12 月)	
国際通貨基金(IMF)	5.0% (2009 年1月)	
第一生命経済研究所	5.5% (2009 年 1 月)	

(注) (年月) は予測発表時期

(資料) 各種発表資料より作成

【インド政府の景気対策の主な内容】

<2008 年 12 月発表>

- ・ 3 月までに最大 2,000 億ルピー（約 3,800 億円）の追加支出
- ・ 物品税を一律 4%引き下げ
- ・ インド・インフラ金融公社が免税公債で 1,000 億ルピーを調達することを許可
- ・ 公営銀行が特別住宅ローンを提供
- ・ 輸出刺激政策に 35 億ルピーの追加資金
- ・ インド輸出信用組合の保証目的に最大 35 億ルピー
- ・ 労働集約型輸出に対して金利を 2%補助
- ・ 繊維産業への新技術導入に向けて 140 億ルピー

<2009 年 1 月追加発表>

- ・ 外国人投資家による社債投資額の上限を 60 億米ドルから 150 億米ドルまで大幅に引き上げ
- ・ 今後 2 年間で計 2,000 億ルピーの資本を国営銀行に注入
- ・ インド・インフラ金融公社に対して 1,000 億ルピーの起債を許可
- ・ ノンバンクに対し新たに特別目的機関を設置して 2,500 億ルピー相当の流動性供給を目指す
- ・ 商用車の購入促進策として販売金融を担うノンバンク各社に対し公的金融機関が信用を供与
- ・ 2009 年 1～3 月に購入した商用車については 50%の加速償却を認める
- ・ インド輸出入銀行に対する 500 億ルピーの信用供与
- ・ 自転車や農機具、衣類の一部などの製品の輸出に対する税制優遇

【ベトナム政府の景気対策の主な内容】

- ・ 特に優先度が高い大型開発事業に対する外貨準備を利用した総額 10 億米ドルの投資
- ・ 1 兆 5,000 億ドン（8,800 万米ドル）を投じる北部ホン川デルタの灌漑水路の浚渫
- ・ 政策金利と準備預金金利の 1%引き下げと、預金準備率の 2%引き下げ
- ・ 計画投資省による投資規制の改革・簡素化の加速
- ・ ベトナム国家銀行による、輸出を後押しする外国為替相場誘導と国際収支の厳格な管理
- ・ 中銀による企業向け融資支援策制定
- ・ 中小企業の事業所得税を 30%減税、納付の猶予

■比較的低いカントリーリスク

2008 年 11 月にムンバイにおいて同時テロ事件が発生し、インドの治安が問題視された。今後同様のテロが発生する可能性は否定できず、これまでに比べ治安面でのリスクが高まった。とはいえ政教分離やシビリアンコントロールの徹底など、政治的リスクは新興国の中では相対的に低いといえる。

ベトナムでは、2007 年 7 月に開発計画に伴う農地収用に対し農民による大規模な抗議デモが発生するなど、従来には見られなかった表立った反政府活動が散見されるようになった。共産党勢力が圧倒的な力を有する国家体制に揺らぎが生じているようにも受け止められるが、基本的にはドイモイ政策の下で安定した国家運営がなされており、国民の愛国心も高く、社会情勢は比較的安定していると言える。

■良好な政府間の関係

インド、ベトナム両国とも総じて親日感情が強く、「日印 EPA 交渉」「日印戦略的グローバル・パートナーシップ」「日越投資協定」、「戦略的パートナーシップ拡大に向けた日越共同声明」など政府間の関係も良好である。

インドはここ数年、毎年首脳会談を実施し、2006 年には「戦略的グローバル・パートナーシップ」を確立、さらに 2008 年には『「戦略的グローバル・パートナーシップ」の前進に関する共同声明」「日印間の安全保障協力に関する共同宣言」により一層の関係構築が図られた。『「戦略的グローバル・パートナーシップ」の前進に関する共同声明』では、日印間での貨物専用鉄道計画（D F C）やデリー・ムンバイ間産業大動脈構想（D M I C）などの経済協力を推進することで合意している。

ベトナムについては、2006 年に首脳間で初の共同声明を発表し、アジアの平和と繁栄のために両国の関係を更に強化することで合意し、翌年には「深化する日越関係に関する共同声明」を発表した。貿易において、日本はベトナムにとって中国に次ぐ第 2 の貿易相手国となっている。両国間の貿易収支は均衡した状態で拡大を続けている。

■経済成長に伴うエネルギー消費量の増大に対応しきれていない環境対策

インドのエネルギー消費量は、経済成長に伴い急速に増加している。増大するエネルギー需要に対して、どのように確保していくのが課題となっている。原油の供給は既に 80%以上を輸入に頼っており、今後さらに増加するとみられている。中国等との原油確保競争が激化することも予想され、インドの将来の経済成長を左右する大きな問題であると思われる。

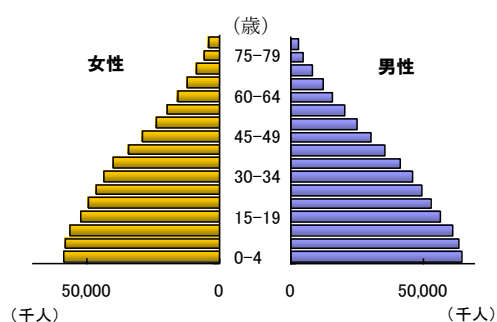
さらに地球環境問題、地球温暖化対策にどのように取り組むのかも問われる。インドは 2015 年ごろまでには第 3 位の CO2 排出国になるという予想もあり、経済成長を維持しつつ環境対策に取り組むことは、大きな課題になると思われる。

■教育水準の高さ、人材の優秀さ、ピラミッド型の人口構成

ベトナムでは儒教精神の浸透により勤勉性を尊ぶ国民性を有しており、教育熱心で、学術尊重の傾向が強い。一方インドの理数系教育水準の高さは世界でも有数の高さを誇り、経営幹部を養成する大学院等も充実している。マイクロソフトを始め、世界トップクラスの IT 関連企業では数多くのインド人技術者が勤めている。

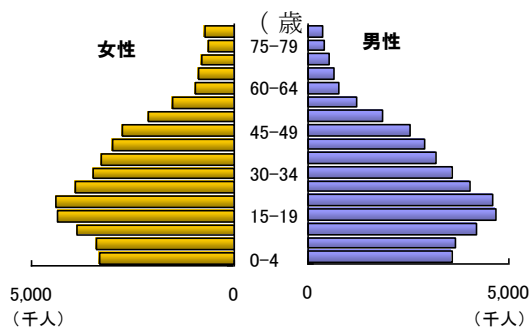
また、インドは年齢別の人口構成が若年層ほど高いピラミッド型を形成している。長期にわたって増加が見込めるインドの人口が、一人っ子政策の影響で 2030 年頃には人口減少に転じると見られる中国を抜いて世界一となる、との予測もあり、インドは労働力等の面で少子高齢化社会に突入しているわが国にとって有力なパートナーとなり得る。ベトナムでは政府が「人口抑制政策」を打ち出し、ここ数年は出生率が低下しているが、ひとりの女性が生涯で産む子供の数を表す特殊出生率は 2.09（2008 年）と 2 以上を維持しており、日本（1.34、2007 年）と比べても高く、インド同様、若年層の労働力に期待が持てる。

図表-28 インドの人口ピラミッド(2008 年)



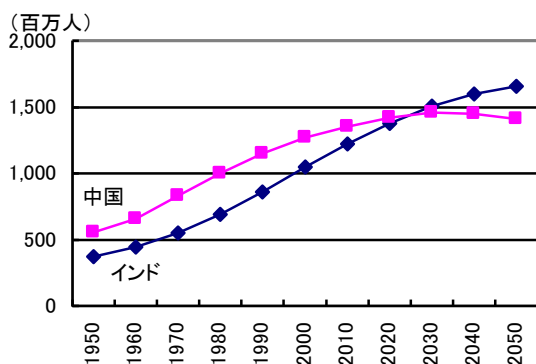
(資料) US Census Bureau ホームページ

図表-29 ベトナムの人口ピラミッド(2008 年)



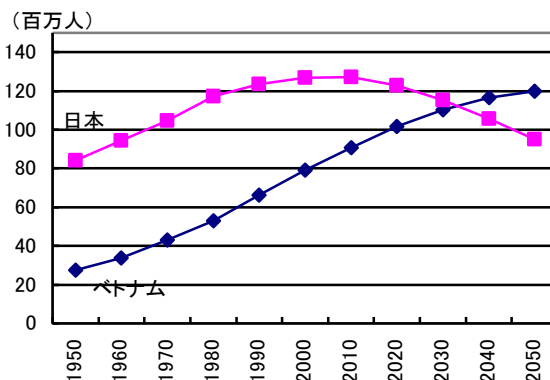
(資料) US Census Bureau ホームページ

図表-30 人口推移予測(中国・インド)



(資料) 国際連合「世界人口推計 2006 年版」

図表-31 人口推移予測(日本・ベトナム)



(資料) 国際連合「世界人口推計 2006 年版」

② 企業の経営環境の変化

- 電力、水等の基本インフラに加え、物流インフラ、工業団地等の整備が遅れている
- 人件費の高騰により、低賃金メリットが徐々に縮小している
- 硬直的な労働法制や煩雑な行政手続きが残る

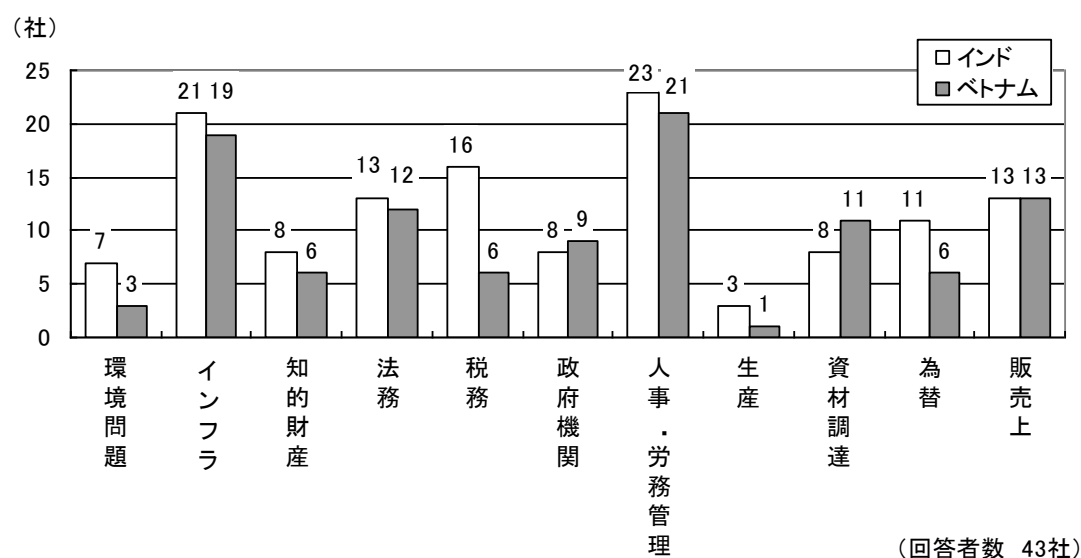
■インフラ整備に対する計画

インド・ベトナムでは電力や水等の基本インフラ、物流インフラとも整備が十分とは言えず、進出企業にとって大きな課題となっている。日本の製造業者を対象にした調査においても、長期的に最も有望な進出先として選ばれる一方、進出に際しての課題としてインフラの未整備が指摘された。

こうした状況を踏まえ、インド政府はインフラ整備に取り組んでおり、2007 年からの「第 11 次 5 カ年計画」において総投資額が前 5 カ年計画の 2 倍以上（約 53 兆円）となるインフラ整備プロジェクトを打ち出し、道路・鉄道、電力などへの投資を加速している。デリー・ムンバイ間に計画されている幹線貨物鉄道の両側 150km の地域に、工業団地を始めとしたインフラを集中的に整備する「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）」は日印共同で推進している。

ベトナムにおいても「アジアハイウェイ構想」「アジア縦断鉄道建設」「カイメップ／チーバイ国際港開発」等の物流インフラ整備計画が打ち出され、2025 年までに 6 本の国道の改良、7 本の地方間高速道路、4 本の都市高速道路などの整備を予定している。このほか地下鉄 6 路線、路面電車 3 路線、排水処理場 10 カ所、浄水場 6 カ所などの建設も計画している。

図表-32 インド・ベトナムにおける日本企業の抱えるリスク・問題点



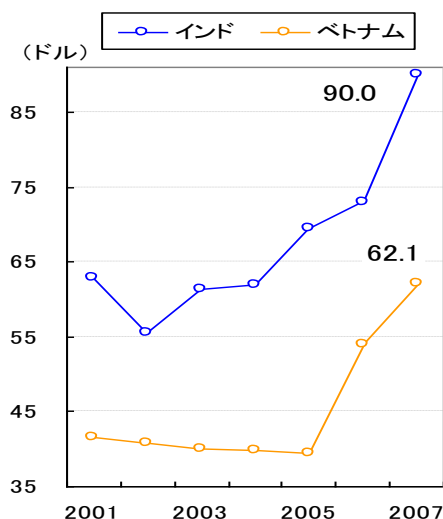
(資料) 関西経済同友会「中国・アジア問題研究委員会」アンケート調査 (2008 年 4 月)

■人件費の高騰

ベトナムでは違法ストライキなども含めた労働争議が頻発している。背景として、物価の上昇があり、労働者側は生活維持を理由に 20～30%の賃上げを求めることもある。工業団地では一社がストライキを起こせば連鎖的に近隣に広がる傾向にあり、労働争議が絶えない。また一度賃上げを実施すると、一時的には解決するものの、再発する可能性が高い。こうした背景から、ベトナムはここ最近、賃金が上昇傾向にある。

インドでは優秀な人材が IT 分野の産業成長を牽引し、インド経済発展の一翼を担ってきたが、企業の人材獲得競争が激しくなり、人件費の高騰を引き起こしている。人事コンサルティング大手ヒューイット・アソシエイトの調査によると、2008 年のインドの給与増加率は中国の 8.7%を大きく上回る 15.2%になり、伸び率は世界一になる。

図表-33 インド・ベトナムの最低賃金の推移



(資料) 日本貿易振興機構 (JETRO) 「ジェトロセンサー - 在アジア日系企業における現地スタッフの給料と待遇に関する調査」 (各年版)

■改善が進まない労働法制の硬直性、行政手続きの煩雑さ

インドは「産業紛争法」により 100 人以上の従業員を雇用している企業が事業所を閉鎖する場合、州政府の許可取得が求められている等、労働者保護の視点に立った制度となっている。

また、国内での取引に様々な種類の税金が賦課され、税控除や還付のしくみ、手続きも極めて複雑に入り組んだものとなっている。

外資に関する規制は、自動認可制度 (ネガティブ・リスト方式) が採用され、細かい参入規制が決められている。

3. ビジネス環境における課題

(1) 中国

① 法制度面での課題

■未だ頻発する知的財産権の侵害と不十分な保護対策

知的財産権に関する意識は徐々に高まりつつあるものの、未だ低いのが現状である。また国の知財法以外に、各地方（省）が独自の知財法を制定し異なる運用を行っていることが、問題をより複雑にしている。地方では執行官や裁判官の知財に関する知識の不足、弁護士や弁理士の質の問題もあり、制度整備が進む一方で、運用面での課題がいまだ多く残っている。

一方で日本企業の知財戦略の欠如も指摘される。特許の取得を行っていないケースはもとより、先行技術についての調査や出願内容の確認が不十分であったり、間違った翻訳が原因で損害を被った事例等も発生している。

■中央政府の方針が浸透せず、未だ不透明感が強い地方行政の法運用

中央政府が進める国内法制度の整備に対し、導入された法制度を運用する際に様々な問題が生じている。地方政府の法に対する理解不足、低い透明性、裁判における政治・地場企業の強い影響力等が未だに存在し、企業が不利益を被ることも多い。

最も大きな問題が生じているのは知的財産の分野であるが、知財以外の分野においても問題は少なくない。

■頻繁かつ唐突な法改正の実施

ある程度整備されつつある中国の法制度であるが、成長著しい中国にあって市場環境が目まぐるしく変化していることや既存の法律が不十分であること等が原因で、法や制度の改正が頻繁に行われる。近年、中国で改正・新たに制定された代表的な法律だけでも、物権法（2007年施行）、企業破産法（2007年施行）、独禁法（2008年施行）などが挙げられる。

中国の法律は元々複雑である上、これらの法律や制度は頻繁かつ唐突に施行されることがあるため、現地企業でも十分に把握できていないケースが多い。

■事業拡大を阻む多くの保護規制

中国には外資系企業の事業拡大を阻む保護規制も多い。「外国投資産業指導目録」（2007年12月1日施行・改正）により、外資系企業が参入できる業種が制限されている。

また、外資系企業には土地の使用権は認められるが、所有は認められず、業種によっては、設立できる地域の制限もある。この他にも出資比率の制限、登録資本額の減額は厳格な審査認可の下におかれる等、外資系企業の事業を制限する規制は多く、中国での事業展開・拡大を望む日本企業にとって足かせとなっている。

② 雇用関係における課題

■人件費の上昇により薄れつつあるコストメリット

中国の賃金コスト上昇により、労働集約型の外資系企業を中心に中国を撤退したり、賃金水準の低い内陸部に新たな工場を構えたりする動きが顕著となってきた。中国の魅力の一つであった人件費の安さが失われつつあることは、日本企業にとっての中国の魅力低下につながっていると言える。

■雇用流動性が高く、思うように機能しない人材育成

日本企業の大きな課題の一つが人事・労務管理と言える。本委員会が実施したアンケート調査においても、63社中53社が人事・労務管理を課題にあげている。

人材確保の面で苦労しているのは他国の企業も同様であるが、日本企業は特に課題になっていると言える。例えば、中国における就職先人気ランキング（2007）では上位20社に日本企業は1社も入っておらず、最上位が29位であった。中国人と日本人には会社への帰属意識に大きな差があり、そのことが中国人の主要ポストへの登用を躊躇させる要因の1つとなっている。そして「現地化」が進まないことに加え、「成果主義」を取らないことが日系企業不人気の背景と考えられる。

人材確保が難しい上、確保しても流動性が高いため、企業が専門性を有する人材の育成ができず、日本式の経営方式がうまく機能しないことが大きな課題となっている。

特に「農民工」と呼ばれる地方から都市部へと流れる出稼ぎ労働者は1億数千万人いると言われているが、職場地域に根ざしていないため、すぐに地元に戻ったり、条件次第で容易に会社を移ったりするため、定着率が特に低く、日本企業にとって問題となっている。

■情報漏洩の懸念

中国では知財や情報管理に認識があまく、日本企業にとって「内部情報の流出」の懸念が常にある。このことも「現地化」が進まない理由のひとつで、中国人にとっては不満となり人材流出に繋がっている。

流出する情報は、従来良く見られた「技術」だけに留まらず、近年は顧客情報、人事情報、マーケット情報等、あらゆる情報が対象となってきており、日本企業は知財部門だけではなく、技術部門、事業部門、経営をも巻き込んだ総合的な情報管理・知財管理戦略が必要になってきている。

図表-34 中国大学生の人気企業トップ 50 の変遷

位	2003	2004	2005	2006	2007
1	HAIER	HAIER	HAIER	LENOVO	LENOVO
2	IBM	IBM	IBM	P&G	CMCC
3	MICROSOFT	P&G	P&G	HUAWEI	HAIER
4	LENOVO	CMCC	LENOVO	IBM	HUAWEI
5	P&G	MICROSOFT	HUAWEI	HAIER	P&G
6	GE	LENOVO	CMCC	CMCC	IBM
7	MOTOROLA	HUAWEI	MICROSOFT	MICROSOFT	MICROSOFT
8	HUAWEI	GE	LG	Tencent	China Guangdong Nuclear Power
9	CMCC	SIEMENS	SIEMENS	GE	ALIBABA
10	SIEMENS	CHINA TELECOM	GE	SIEMENS	Baidu
11	TCL	SAMSUNG	SAMSUNG	NOKIA	CHINA TELECOM
12	CHINA TELECOM	TCL	CHINA TELECOM	SAMSUNG	Google
13	INTEL	MOTOROLA	INTEL	CHINA TELECOM	Tencent
14	SAMSUNG	UNICOM	TCL	INTEL	SIEMENS
15	NOKIA	INTEL	NOKIA	MARS	Bank of China
16	HP	UNILEVER	MOTOROLA	Baidu	Mengniu
17	SONY	NOKIA	HP	Google	SAMSUNG
18	COCA-COLA	Pricewaterhouse Coopers	MARS	MIDEA	MOTOROLA
19	DELL	HP	SINOPEC	TCL	GE
20	UNICOM	BANK OF CHINA	UNICOM	HISENSE	SINOPEC
21	WAL-MART	PHILIPS	UNILEVER	ALIBABA	TCL
22	Bank of China	CSWV	SONY	WAL-MART	HP
23	UNILEVER	HSBC	BANK OF CHINA	MOTOROLA	VANKE
24	Pricewaterhouse Coopers	FOXCONN	DELL	ZTE	ZTE
25	HSBC	VANKE	Pricewaterhouse Coopers	HP	China National Petroleum Corporation
26	CITI BANK	SONY	AMWAY	Pricewaterhouse Coopers	Netease
27	McKinsey	COCA-COLA	ZTE	NET EASE	WAL-MART
28	CSWV	LG	COCA-COLA	COCA-COLA	MARS
29	BELL	McKinsey	VANKE	Shanda	PANASONIC
30	CHANGHONG	UT STARCOM	WAL-MART	SINOPEC	NOKIA
31	CISCO	PBC	CISCO	VANKE	FOXCONN
32	PANASONIC	CITI BANK	McKinsey	UNICOM	HISENSE
33	FAW	NESTLE	Tencent	FOXCONN	Midea
34	VANKE	DELL	HSBC	UNILEVER	China Merchants Bank
35	NESTLE	L' OREAL	MIDEA	China Guangdong Nuclear Power	HONDA
36	zxen	MAERSK	PBC	DELL	Pricewaterhouse Coopers
37	LG	Ogilvy&Mather	L' OREAL	Johnson & Johnson	Guomei
38	SINOPEC	FAW	CCTV	SONY	Johnson & Johnson
39	SHELL	BenQ	HISENSE	PBC	UNICOM
40	AMWAY	WAL-MART	FOXCONN	Bank of China	UNILEVER
41	PBC	Jonson&Jonson	CSWV	McKinsey	INTEL
42	Ogilvy&Mather	MIDEA	PANASONIC	SINOPEC	McKinsey
43	Jonson&Jonson	CCTV	Jonson&Jonson	China Merchants Bank	HSBC
44	PHILIPS	SHELL	FAW	MAERSK	Shanda
45	WAH A H A	HISENSE	NESTLE	HSBC	ICBC
46	TOYOTA	PANASONIC	China Merchants Bank	Guomei	SONY
47	BenQ	AMWAY	PHILIPS	PEPSI	PEPSI
48	Digital China	Chinanet Com	MAERSK	SINA	SINA
49	ORACLE	CISCO	SHELL	NESTLE	COCA-COLA
50	HISENSE	SINOPEC	UT STARCOM	CISCO	NESTLE

(注):網掛けコラムは外資系と推測。太字は日系。

(資料) 中国のリクルート情報サイト「中華英才网」が 2002 年から毎年行っているランキングをもとに
21 世紀中国総研事務局とりまとめ

③ エネルギー・環境における課題

■消費量の急増が予想されるエネルギー供給に対する不安

中国のエネルギー需要は急速に伸びており、企業にとってはエネルギーの安定供給に対する不安がある。中国が近年、これまで手をつけずにきた天然資源が豊富な域内地点に対する領有権を主張するようになってきていることから、急速に高まるエネルギー需要への対応が逼迫している様子が伺える。

中国政府においても安定したエネルギー供給に努めようとしているものの、急速に高まるエネルギー需要にどの程度対応できるのかは依然、不透明な部分がある。

■経済成長に伴い多発する環境問題に対する不十分な対策・技術

急速な経済成長の影で、中国においては水質汚染、大気汚染、黄砂等、大規模な環境破壊が進んでいる。政府は5ヵ年計画等で環境問題への取り組みを喚起しており、年々環境改善投資を増やしているが、CO₂排出量は減少するどころか逆に増加しており、対策は追いついていない。

2008年に環境汚染対策が不十分な企業に対してペナルティーを科し、その企業を管轄する地方政府の責任を問う「問責制」を導入するなど環境対策を進めているが現段階では効果は不透明であり、今後、更なる対応が求められていると言える。

④ その他

■独特の商慣習によるリスク

現地企業との取引において、日本と同じように事が進むと思いきや失敗するケースも多い。進出企業からは「納期を守らない」「代金を支払わない」といった苦情の声が多く聞かれる。日本では信用問題に発展するような事例が日常的に見られる。

■国民感情等の根源にある日本への理解不足

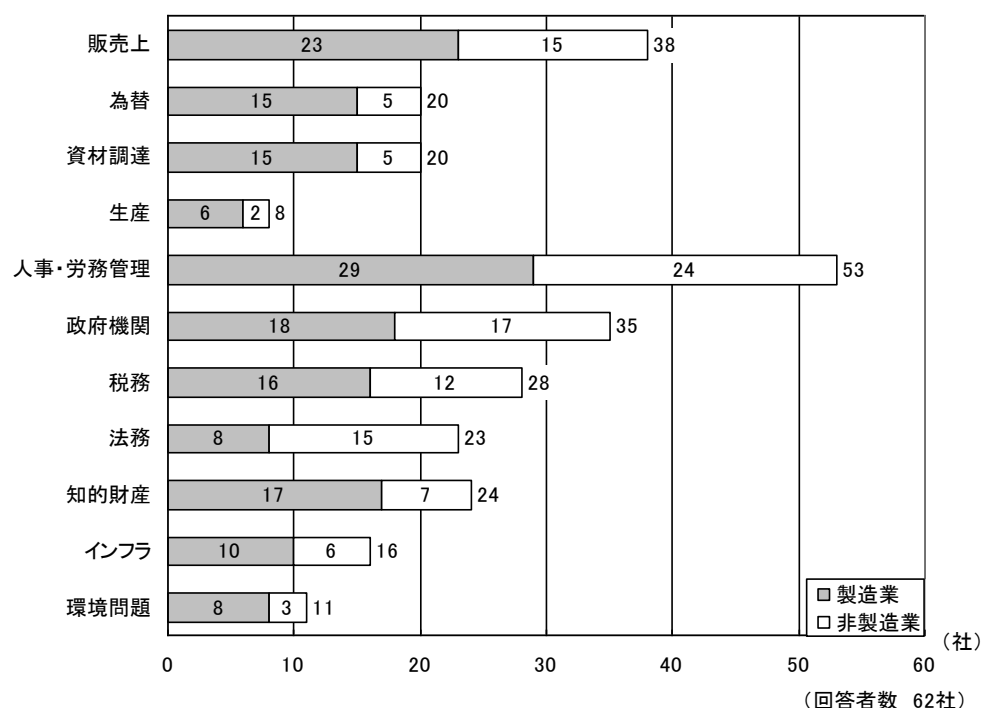
国民の潜在的な感情を背景とした日本企業の対中ビジネスを巡ったトラブルも多い。2001年には日本航空が中国人旅行客を「差別的」に扱ったと訴えられ、2003年にはトヨタの広告が中国を侮辱したとの非難を浴びた。こうしたことをきっかけに「反日デモ」や大規模な不買運動につながることもある。

特に中国と日本とでは教育のあり方や国民に根付いている思想が大きく異なるため、お互いに考え方の違いを理解できず、受け入れられないことが多い。

■大手企業等一部に限られる研究開発拠点の進出

中国市場に向けた製品開発を行うためには、今後、日本企業も中国に研究開発拠点を設置し、研究開発体制の充実を検討することが重要である。そのためには中国をグローバルな研究開発拠点の1つとして認識し、長期的ビジョンに立った計画的な研究開発体制の構築に取り組む必要があると言える。

図表-35 中国における日本企業の抱えるリスク・問題点



(資料) 関西経済同友会「中国・アジア問題研究委員会」アンケート調査 (2008 年 4 月)

図表-36 進出企業の課題に対する対応例

人事・労務管理	・ 処遇の改善や従業員教育のほか、コミュニケーションを深めることで従業員との良好な関係を築く。
債権回収	・ 信用力で取引先を選別している。(極端な場合は日系企業のみと取引する)
頻繁な法令変更	・ 専門のコンサルタントや法律事務所を活用して情報収集をはかり、事前に対処策を検討している。
知的財産権	・ 政府当局に取り締まり強化を要請するが、「いたちごっこ」。 ・ 裁判には相当の時間と労力を要し、勝っても実効性に疑問。
C S R 活動	・ 環境対策、文化支援、公益活動等、すでに多くの日本企業がC S Rに取り組んでいる。「中国のための企業」として受け入れられることが必要と認識している。

(資料) 関西経済同友会「中国・アジア問題研究委員会」アンケート調査 (2008 年 4 月)

(2) インド

■インフラ整備に関する課題

インド政府はインフラ整備の遅れに対して、急ピッチで計画を進め、2007年から2011年までの第11次5ヵ年計画において14兆5,000億ルピー（3,500億ドル）をインフラ整備に投資することを盛り込んだ。しかしながらその財源は公的資金では賄いきれないため、民間資金の活用を検討しているが、世界同時不況の中、計画通りインフラ整備を進めるにあたり、財源の確保が最大の課題となる。

■テロの発生により急速に高まる治安問題

インド最大の商業都市であるムンバイで同時テロ事件が発生し、インドの治安が問題視される状況となった。本テロ事件が同国経済に与える影響として、外資系企業の進出の減速や観光などのサービス需要の減少があげられる。

今後とも、同種のテロが発生する見込みについては、明言できるものではないが、今回は、装備や手段から見ても、また標的が国際ホテルと欧米人等である事から見ても、従来のテロとは明らかに次元が違うという見方もあり、戦争リスクの増大なども考慮する必要があるものと思われる。

■硬直的な法制度や煩雑な行政手続き

100人以上の従業員を雇用している企業が事業所を閉鎖する場合、州政府の許可取得が必要となる等、「産業紛争法」により労働者の保護が定められているため、一度進出すると、撤退には困難さが伴うリスクがある。

一方、税制度においてはそれぞれの州が独自の税制度を設定しており、より一層複雑なものにしている上、申請などの手続きは非常に煩雑で、負荷がかかる。

外資企業に対する規制も未だに強く残っている。ネガティブリスト方式での自動認可制度を採用しており、参入できない分野が数多くあるほか、一度共同出資にて参入すると、更に同業種の他社へ出資する際に制限を受ける（もとの共同出資者の許可を得なければならない）等の規制があり、インドにおける外資系企業の事業活動を阻害している。

■人件費の上昇と人材育成

インドに進出した日本企業からは、インド人は勤勉で、バイタリティがある等、概ね良好な評価が聞かれる。一方でIT産業のみならず、製造業においても人件費は上昇しており、今後さらに上昇するリスクがある。外資系企業の進出が増える中、経験を積んだ優秀な人材については高額な給料で引抜かれるケースも見られ、人件費上昇に拍車をかけている。

せっかく育てた人材が流出するリスクもあり、人材育成面での課題となっている。

■エネルギー消費量増加に伴う環境問題

インドの国民1人あたりのエネルギー消費量は、世界の平均に比べ3分の1程度と少ない。しかしながら、ガンジス河の汚染、世界遺産のタージマハルの酸性雨による侵食、飛行機が着陸できないほどの自動車の排気スモッグなど、すでに環境問題は存在する。生活水準向上のため、電気の普及などエネルギー利用は更に増えていく過程にある中、インド政府は2017年までにエネルギー効率を20%改善することを目標に掲げているが、環境技術を十分に有していないため有効な対策を見出せていない。

(3) ベトナム

■遅れているインフラ整備

ベトナム政府が計画する高速道路、鉄道、水道、などの建設・整備の実現には総額 300 億米ドル（約 2 兆 7000 億円）、年平均で約 10 億米ドルが必要とされている。しかしながら財源が確保されているものではなく、実現にあたっての課題となっている。

また工業団地の整備についても、団地内インフラや人材調達の面で条件の悪い工業団地に数多くの空き敷地がある一方で、利便性の良いハノイ付近への進出希望は多く、局地的に工業団地の不足が起きている。

■労働争議が頻発。上昇が続く人件費等、薄れつつあるコストメリット

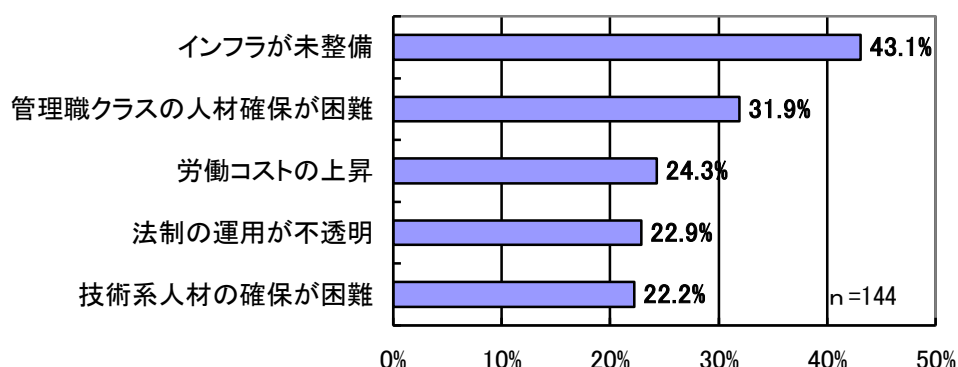
ベトナムにおいても労働法によりストを行う場合は労働組合を通し、事前通告しなければならない旨が定められており、各企業に正規の労組も組織されている。しかしながら、これがほとんど機能していない状況で、多くが非合法的ストという状況が確認される。

突然ストに突入するため、企業側へのダメージは大きい。中国に代わる生産基地として日系企業の進出が続いてきたベトナムだが、違法、かつ無秩序な労働争議の頻発は、海外企業にとって投資環境の悪化を招き、せっきくの経済成長に影を落とすことにもなりかねない不安材料の一つであろう。

■管理職、技術系人材の不足

ベトナム進出企業を対象にした調査では、インフラ整備に次いで「管理職クラスの人材確保が困難」な事が課題としてあげられた。また「技術系人材の確保が困難」な事も多くの企業が指摘した。市場経済の歴史が浅いことが人材不足要因のひとつとして考えられるが、外資系企業の進出に伴い管理職・技術系人材の需要は増加する一方で、今後ますます大きな問題になると思われる。

図表-37 ベトナム進出企業の課題



(資料) 日本政策金融公庫 国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」

■部品調達や販売面で中国への依存度が高く、発達しない裾野産業

ベトナム製造業における部材の現地調達比率は 23%程度と低く、中国華南地区（広東省）を中心に中国への依存が高い。WTO 加盟により関税障壁が低くなったことで組立企業の輸入部品利用もより容易になったことから、今後も裾野産業は育ちにくい環境にある。

ベトナムの裾野産業は主に小規模業者が単純部品を製造している状況にあり、国際水準の製品と比べ質に大きな隔たりがある。世界的メーカーのラインに加わるには、技術面において高い要求をクリアすることが必要である。

4. 提言

(1) 基本的な考え方

① 世界経済のために中国・アジアの持続的・安定的成長に向けた協力が不可欠

中国・アジア地域の経済発展は、世界経済の発展に大きく寄与するものとなっている。当該地域の持続的かつ安定的な経済成長の実現には、中国・アジア各国自らの努力は当然として、それを支援する海外からの協力も不可欠である。

アジアの一員である日本はその役割を積極的に担い、先進国として欧米諸国とも協力し、中国・アジア各国の状況に応じた取り組みを実行していくことが重要である。

中国に対しては、「ともに世界の成長をけん引するパートナー」として認識し、安定した政治関係をベースに戦略的な互惠関係を構築する。

インドに対しては、「ネクスト・チャイナ」として持続的な成長を期待し、そのための環境整備に対する支援を行い、ベトナムに対しては、「チャイナ・プラス1」から ASEAN 内の中核の一国へと発展するための基盤構築の支援を行う。

② 現地企業活動の円滑化を促進する基盤整備の推進

中国・アジア地域の産業発展は、外資企業によって支えられてきたところが大きく、今後とも持続的な経済成長のためには外資の力が不可欠である。その意味に於いて、現地での企業活動の円滑な展開を支援する基盤整備を行うことは極めて重要といえる。

中国にはすでに相当数の企業が進出しているが、その多くから事業活動の障害となる様々な問題点が指摘されており、企業のニーズを踏まえた環境整備を中国政府に促す必要がある。

インド、ベトナムにおいては、ODA 等も活用し、インフラ基盤の整備を加速させる。

③ 相互理解の促進と情報ネットワークの構築

経済をはじめとする中国・アジア諸国との関係強化のために、様々なレベル（政府間から個人レベルまで）において相互理解を更に促進することが重要である。そのため政府間、民・民、官・民の、また二国間、多国間の各種ダイアログの活用および新規開拓や、情報ネットワークの構築の強化について、政府、民間双方における引き続きの努力が必要である。関連して、アジア太平洋地域の情報の磁場を目指す「アジア太平洋研究所」（大阪梅田北ヤード）設立の検討が進むことを期待する。

④ 共通課題の解決に向けた協力体制の構築

貿易の自由化や通貨基金の設立、環境汚染の調査等、すでに様々なテーマについて、アジアの複数の国が参加して課題解決をはかる枠組みができている。しかしながら、感染症、食の安全、治安、エネルギー等、地域で解決すべき課題はまだ多く、今後も各国が協議・連携する場を増やす必要がある。また問題が生じた時は、まず各国が速やかに情報を公開すること、そしてあらかじめ準備された対策を連携して実施することが重要である。

将来的にはE Uに並ぶような「アジア共同体」構想も視野に入れつつ、当面は個々のテーマに応じ着実に課題を解決するための枠組みを充実させることが求められる。その際、経済発展段階や周辺諸国への影響力から、日本、韓国、そして中国の3カ国が中心的役割を担うべきである。加えて、経済、安全保障をはじめとする様々な分野において重要な役割を果たす米国も議論に交えることが望ましい。

なお、アジア諸国等との経済連携強化のため鋭意進められてきているE P A、F T A締結作業の、更なる加速化を期待したい。

⑤ 関西の持つ強みを活かした貢献

関西は中国・アジア地域と歴史的なつながりが深く、経済分野の枠組みにとどまらず、人、地域、文化レベルで密接な関係を築いてきた。

中国・アジア地域と心理的にも地理的にも近い関西は、お互いを理解し合えるよきパートナーとして、日本における中国・アジア地域の「ゲートウェイ」の役割を担っていくべきである。関西には高い技術力を有する中堅・中小企業、先端的な環境技術など、中国・アジア地域において求められている資源が豊富に存在する。これらを積極的に活用して中国・アジア地域との交流を深め、当該地域と交流を深めるその他の国々からも頼られる存在になることで、相互の発展に貢献できると考えられる。

(2) 中国・アジア問題における提言

①中国に関する日本政府への提言

■ 中国政府に対し解決すべき課題への自助努力を働きかける

- ・ 知的財産権の保護強化
- ・ 公平な法運用の徹底
- ・ 環境対策における一層の取り組み強化
- ・ 理不尽な商習慣の改善
- ・ 弾力的な為替政策への誘導
- ・ 更なる市場開放

■ 中国がさらに「責任ある大国」として成長していくよう協力関係を構築する

- ・ ビジネスベースで環境技術を提供するためのスキームづくり
- ・ エネルギー安全保障の枠組みづくり
- ・ 「草の根的」な文化交流の促進による良好な関係の醸成
- ・ 戦略的「ジャパン・プロモーション」による日本イメージの一新

②中国に関する日本企業への提言

■ 中国進出企業の更なる「現地化」を促進する・中国にとって不可欠な存在に

- ・ 主要ポストの現地採用
- ・ 優秀な人材のモチベーション向上
- ・ 中国市場向けマーケティング・商品開発強化
- ・ 確固たる日本ブランドの確立
- ・ 現地化に対応した情報管理
- ・ 地域融和や社会貢献等の活動強化

③インドに関する提言

■ 「ネクスト・チャイナ」として成長し続けるために支援する

- ・ 行政手続きや法整備など社会制度面での整備
- ・ インフラ整備の支援
- ・ 環境対策における共同事業の推進
- ・ 企業が安心して事業活動するためのテロ防止対策の推進
- ・ 製造業のための人材育成支援

④ベトナムに関する提言

■ 「チャイナ・プラス1」から ASEAN の交流の中核に成長するために支援する

- ・ インフラ等の社会制度の整備支援
- ・ 安定した労使関係の形成
- ・ 未成熟な裾野産業の育成支援
- ・ 現地の価値観に合った良好な労使関係の模索と浸透

① 中国に関する日本政府への提言

■中国政府に対し解決すべき課題への自助努力を働きかける

中国では国際基準への準拠を図るべく、社会制度の整備が進行しているが、現状では解決すべき課題が多く存在している。政府は欧米をはじめとする各国とも協力しつつ、中国政府に対し、課題解決への取り組みを強く働きかける。

■中国がさらに「責任ある大国」として成長していくよう協力関係を構築する

経済・環境等あらゆる側面において中国が世界に与える影響力は今後ますます大きくなると思われるが、それに伴い国際社会における社会的責任も増大している。中国が「責任ある大国」としてその責任を果たしつつ、今後も持続的に成長していくために、日本は積極的に支援し、互惠関係を構築すべきである。

●知的財産権の保護強化

中国政府の目指す「自主創新」の実現に向け、日本をはじめ先進国の企業が中国企業に対して技術提供をするためには、何よりも知的財産権が保護されることが大前提となることを明確に伝え、今後も中国政府に対し改善を求め続ける。日本政府は日本企業の被害実態について情報収集・分析を行ない、中国政府に改善を求めるべき点をより具体的に示すべきである。その上で、同様に被害を受けている各先進国とともに改善を要求する。

あわせて、日本政府は日本企業の被害拡大を防ぐために、摘発、訴訟に関わる人的、資金的支援を行なうべきである。

●公平な法運用の徹底

法令を誠実に遵守している企業が不利益を被らないよう、日本政府は他の先進国とともに中国政府に対し、中国全土において統一かつ公平に法が運用されるよう、今後も改善を求め続けるべきである。特に地方政府における理解不足の解消や裁判官や弁護士等の育成において、積極的に人的支援を行い、真の法治国家形成に向けて協力する必要がある。

●環境対策における国際協調と一層の取り組み強化

エネルギー消費大国となった中国の環境対策が、中国国内における問題に止まらず、地球規模での問題解決に欠かせない点を提示し、積極的な対策を求める。その上で、COP15で議論される「ポスト京都」の枠組みにおいて、具体的な目標の設定を要求すべきである。

●理不尽な商慣習の改善

各国特有の商慣習があるのは当然であるが、「契約不履行」等、国際社会において「理不尽」と思われるものについては、改善を要求するべきである。北京五輪開催に際し中国政府がマナー改善に関する大々的な取り組みを実施し成果を出したように、商取引においても取締りを強化し、改善を図ることを求めるべきである。

●人民元相場の適切な管理と完全変動相場制への移行

管理変動相場制を採用している人民元相場については、中国の実際の経済力が適正に表されていない、との指摘もある。政府当局による人民元相場の適切な水準への誘導について、各先進国とともに要求し続けるとともに、原則として政策当局が市場介入せず、相場水準の形成を市場に委ねる「完全変動相場制」への移行についても、検討を進めるよう求めていく必要がある。

●更なる市場開放

未だ多く残る市場参入規制のうち、証券業、旅行業、通信業等、外資企業の参入により市場の活性化が見込める業種については、早期開放を要求する。

●ビジネススペースで環境技術を提供するためのスキームづくり

中国政府が掲げる環境対策目標の達成に日本企業の技術導入が極めて有効であることを具体的に提示し、「無償提供」ではなくビジネススペースで技術導入を図るよう中国政府に要請する。その上で中国企業が日本の技術を導入し、環境対策を進めやすくするよう、優遇税制や資金支援等を更に強化する「中国版グリーン・ニューディール政策」の検討を求め、あわせて日本企業が安心して最先端技術を中国市場で活用できるよう、環境技術においても知的財産権の保護強化を求める。

●エネルギー安全保障の枠組みづくり

経済成長とともに急速に高まるエネルギー需要に対し、特に輸入依存の高い原油については中長期的視点で安定供給を確保する仕組みが必要である。中国が大量の原油、天然ガス等を市場から購入すると、エネルギー価格の上昇を招く恐れもある。日本政府は国際エネルギー機関(IEA)を補完するべく、非加盟の中国を含め、韓国等周辺国とともに、緊急時の協調行動についての協定を結び、地域のエネルギー安全保障強化をはかることを求める。

●「草の根的」な文化交流の促進による良好な関係の醸成

日系企業が中国でビジネスを展開する上で、中国の人々に、日本あるいは日本人への理解を深めてもらうことは重要である。一層の信頼関係構築に向け、「相互理解」を深める努力をする必要がある。交換留学などの「草の根」的な文化交流活動に対し、日本政府が資金面、制度面の両面で今後より一層支援することを望む。

「ビジット・ジャパン・キャンペーン」等の観光促進策も継続し、相互に魅力を理解し合うことにも努める。

●戦略的「ジャパン・プロモーション」による日本イメージの一新

アニメ、ゲーム、ファッションを中心にここ数年世界中で注目を集める「クールジャパン」と呼ばれる日本文化や、日本人の「礼儀正しさ」等、海外から評価の高い国民性が顕れたエピソードを戦略的に用いて、「ジャパン・プロモーション」を展開することにより、日本に対する新しいイメージを醸成する。

② 中国に関する日本企業への提言

■ 中国進出企業の更なる「現地化」を促進する - 中国にとって不可欠な存在に

日本企業は、日本での経営手法や方針に固執することなく、中国社会をよく理解し、そこに溶け込むことで、中国社会にとって「なくてはならない存在」となることを目指すべきである。

●主要ポストの現地採用

主要ポストへの中国人採用は、中国人従業員のモチベーションの向上につながり、優秀な人材の確保、定着の面で有効である。また、企業としても統率力が高まり、事業遂行上もメリットとなる。

主要ポストへの中国人の登用においては、幹部研修の実施等による経営方針の理解が不可欠である。

●優秀な人材のモチベーション向上

他社から引き抜かれる可能性の高い優秀な人材が定着するよう、対策をとる必要がある。適正な評価に基づく給与報酬は当然であるが、加えて一定の権限委譲や、重要プロジェクトへの配置等、モチベーションを高める仕事の提供も必要である。こうした取り組みには一定のリスクを伴うが、現地従業員への信頼なくして良い関係は構築されない。

また日本本国への研修等、本社との接点機会を増やすことも有効と考えられる。

●中国市場向けマーケティング・商品開発強化

中国における研究開発拠点の設置を進め、市場近接型の研究開発により、中国国民のニーズの変化をいち早く捉え、製品やサービスに反映する。研究開発拠点の設置にあたっては、現地研究員を積極的に登用する。

また特許については、中国人研究者との共同保有により中国国内にも付加価値が残る仕組みにすることにより、知財の価値、保護の意識を醸成するとともに、次なる商品開発に向けた研究意欲の醸成を図るよう配慮する。

●確固たる日本ブランドの確立

技術力、性能、品質などにおいて日本企業は高い評価を獲得してきたが、日本製品が中国人にとっての「あこがれ」、「本物」の存在なるよう、さらに「強み」に磨きをかけ、「日本ブランド」の確立を図る。そのためには単に「価格」で競争するのではなく、最も優れた「コストパフォーマンス」を目指し、提供する商品やサービスを日本と比べ落とすことなく、その上で中国人の感性にあったプロモーションを展開する。

●現地化に対応した情報管理

流動性の高い現地従業員の採用を増やすことに伴い、情報漏洩リスクへの対応も強化する必要がある。労働契約において情報の管理を明記することは当然だが、日本と同等もしくはそれ以上のレベルで、情報へのアクセスを管理する体制を構築することが求められる。

あわせて情報管理に関する教育も充実することが大切である。情報の持つ価値、企業にとっての重要性、漏洩の社会的責任などを理解させる教育が必要である。

一方で漏洩リスクを恐れるあまり管理を必要以上に厳しくするのではなく、業務上必要な情報については管理責任とともに現地従業員にも持たせることが重要である。

●地域融和や社会貢献等の活動強化

すでに進出企業の多くが地域融和や社会貢献などの活動を実施しているが、中長期的にビジネスを展開していく上で「中国のための中国の企業」と認められることが重要である。様々なCSR活動が考えられる中で、地元社会の視点に立った活動が求められる。

さらにCSR活動に関する情報やノウハウを中国進出企業の間で共有化を図ることで、日系企業全体の地域貢献レベルの向上につながり、中国社会にも良い影響を与えることとなる。その他、日系企業が協力して基金を設置し奨学金を地元大学に支給するなど、地元関係機関との関係が深まる社会活動を積極的に展開する。

また日本企業はこうした活動のPRが得意でないが、活動内容を積極的にPRすることも重要である。

③ インドに関する提言

■ 「ネクスト・チャイナ」として成長し続けるために支援する

中国に続き市場拡大が見込まれ、アジアでの存在感を一層増していくと予想されるインドが「ネクスト・チャイナ」として引き続き成長していくために支援する。

●行政手続きや法整備など社会制度面での整備

日本政府は、日本企業が現地での活動をよりスムーズに行えるよう、工場建設許可等の行政手続きの簡素化や透明性強化をインド政府に要請するとともに、インド国内の様々な行政手続きに関する情報について、日本企業への発信を強化することを求める。

マレーシア、タイ、中国などの窓口機能成功例を参考に、現地政府における外国企業向け情報発信窓口の一本化を求める。

●インフラ整備の支援

今後、日本政府がデリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）の推進に協力することが決まっているが、我が国の対印ODAの範囲を拡大し、高速道路整備に加え、港湾、空港など物流インフラ整備の総合的な拡充を図る。

また入居率の低い不良な工業団地が多い現状を踏まえ、工業団地建設に際しては電気、水、道路整備等のインフラ整備に一定水準以上の基準を設定するようインド政府に求め、日本政府も制度策定の支援を行なう。

●環境対策における共同事業の推進

エネルギー消費量、CO2排出量が増加傾向にあるインドに対し、日本政府は環境技術に関するODA事業等をより一層推進していく必要がある。日本企業がインド企業と提携することで、環境ビジネスの拡大チャンスを見出すことができる。これらの支援の前提として、インドに対して「ポスト京都」の枠組みにおいて目標設定することを求める。

●企業が安心して事業活動するためのテロ防止対策の強化

日本企業が安心・安全な環境下で事業に取り組めるよう、インド政府に対し実効性の高いテロ対策関連法の早期制定を求め、支援する。またテロ対策強化の一環として、わが国の法務省法務総合研究所国際協力部（ICO）や法務省が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）の豊富な実績を活用し、インド政府関係者に対し法制強化研修を開催する。

●製造業のための人材育成支援

製造業において、一定の技術力を身につけた若年労働者の採用をスムーズに行なえるよう、また技術やノウハウが蓄積されている関西企業を中心に研修事業に取り組めるよう、政府が支援する。現地研修の実施に当たっては研修実績が豊富な（財）太平洋人材交流センターなどを有効活用する。こうした取り組みにより、日本において将来労働力不足が発生した場合、インドで育成した人材の一部を日本社会に受け入れることが可能となる。

④ ベトナムに関する提言

■「チャイナ・プラス1」から ASEAN の交流の中核に成長するために支援する

ベトナムが「チャイナ・プラス1」から次の段階にステップアップするためには、自国における確固たる産業基盤を形成していくことが求められており、日本はそのステップアップを支援する。

●インフラ等の社会制度の整備支援

日本はベトナムでの ODA に関して、ドナー間の調整力が評価されている。企業活動において喫緊の課題となっているインフラ整備については引き続き ODA を活用し、高い調整力により迅速、かつ効果的に整備が進むよう支援する。

●安定した労使関係の形成

昨年、頻発した違法ストライキは企業に大きな損害を与える上、社会不安をもたらした。ベトナム政府に対しては、安定した労使関係の形成に尽力するよう、求めるべきである。

また企業も従業員に対し経営方針や就業規則、良好な労使関係のあり方等の基本教育を徹底し、理解を深めることが重要である。ストライキ発生の根本的な原因である労働者の不満を早期に発見し、解消するために、コミュニケーションを深め、信頼関係の構築をはかる。

●未成熟な裾野産業の育成支援

裾野産業の育成においては、ベトナム政府に対し、重点的に育成すべき産業を明確にし、一貫性のある産業政策を実行するよう求めるべきである。その上で日本政府は関西自治体、関西企業と連携し、技能研修等による現地企業の技術力、開発力の向上を図るべきである。両国の政府間、企業間での関係構築に貢献することで、ベトナムでのビジネスチャンスの拡大をねらう。

管理職人材については、経験者が絶対的に不足しており、中長期的視点に立って育成することが必要となる。そのためにも育成後に他社へ引き抜かれることのないよう、将来のステップアップの提示、親密なコミュニケーションによる信頼関係の構築等に努める。

●現地の価値観に合った良好な労使関係の模索と浸透

進出企業は、人事労務における基本原則など、企業の労使関係における基本的姿勢を明確に提示し、従業員の理解を得るよう努める。企業内に従業員相談窓口等を設置するなど、現地従業員の声を経営層が把握できる機能も強化する。

また家族を大切にするベトナムの国民性を踏まえ、従業員に加え従業員家族を招待して食事会を開催する等、コミュニケーション機会の設置や福利厚生の実施などを図り、優秀な人材の定着に努める。

平成19年度・20年度 中国・アジア問題研究委員会 活動状況

(役職は当時)

平成19年

6月27日 正副委員長会議
「本年度の活動方針（案）について」

8月 2日 「中国・アジア問題研究委員会 杭州・上海調査団」を派遣
～4日

10月 5日 講演会・正副委員長会議
「最近の中国経済とその展望」
ゲスト：株式会社日本総合研究所 理事・主任研究員 呉軍華 氏

10月20日 講演会・正副委員長会議
「中国ビジネスにおける法律・制度の問題点と解決策の考え方」
ゲスト：弁護士法人キャスト糸賀
代表/マネージングパートナー 村尾龍雄 氏

12月28日 「中国におけるビジネスの現状に関するアンケート調査」を実施
～1月31日

平成20年

2月13日 正副委員長会議
「中国ビジネスにおける現状と課題（金融・運輸・知的財産）」
発表者：内藤証券株式会社 社長 内藤誠二郎 氏
山九株式会社 執行役員関西エリア長 細井研二 氏
辻本法律特許事務所 副所長 辻本希世士 氏

4月 3日 講演会・正副委員長会議
「中国のエネルギー・環境の現状、中長期展望と政策課題」
ゲスト：長岡技術科学大学 経営情報系 教授 李志東 氏

6月11日 講演会
「ベトナム・インドの最新経済情勢について」
ゲスト：経済産業省 アジア大洋州課長 渡辺哲也 氏
正副委員長会議
「本年度の活動方針（案）について」

7月25日 講演会・正副委員長会議
「ベトナムにおけるビジネス環境の現状と課題」
ゲスト：流通科学大学 情報学部 教授 上田義朗 氏

- 9月19日 講演会・正副委員長会議
「インド経済と日系企業の動向」
ゲスト：日本貿易振興機構 横浜貿易情報センター 所長 宮原豊 氏
株式会社エクセディ 取締役営業本部副本部長 久川秀仁 氏
- 11月19日 講演会
「日本のアジア外交における課題と処方箋」
ゲスト：外務省顧問 谷内正太郎 氏
- 11月28日 スタッフ会
「提言骨子（案）について」
- 12月 9日 正副委員長会議
「提言骨子（案）について」

平成21年

- 2月12日 正副委員長会議
「提言（案）について」

3月25日	常任幹事会・幹事会にて提言（案） 「アジアの持続的成長の実現に向けて ～世界の成長を牽引するパートナーシップの進化～」を報告、了承
-------	---

4月13日	中国・アジア問題研究委員会 提言 「アジアの持続的成長の実現に向けて ～世界の成長を牽引するパートナーシップの進化～」を記者発表
-------	--

平成 20 年度 中国・アジア問題研究委員会 正副委員長およびスタッフ名簿

(2009 年 3 月 25 日現在、敬称略)

委員長	横川 浩	大阪ガス	副社長
副委員長	萩尾 千里	大阪国際会議場	社長
〃	金田 直己	エイアイエス	会長
〃	田淵 暉久	田淵電機	会長
〃	村尾 龍雄	弁護士法人キャスト	代表弁護士
〃	内藤 誠二郎	内藤証券	社長
〃	辻本 希世士	辻本法律特許事務所	副所長
〃	細井 研二	山九	執行役員関西エリア長
〃	小嶋 達典	がんこフードサービス	常務企画本部長
〃	小池 貞夫	テルウェル西日本	社長
〃	井上 裕生	西日本電信電話	副社長
〃	田中 嘉彦	アクセス	執行役員専務
〃	成田 吉隆	日本政策金融公庫 国際協力銀行	西日本統括審議役
〃	土屋 敬三	日本貿易振興機構	大阪本部長
〃	木村 明則	パナソニック	秘書グループ 関西財界担当部長
〃	隈崎 守臣	コングレ	社長
〃	藤野 達夫	伊藤忠商事	常務執行役員関西担当役員
スタッフ	岩永 知大	大阪ガス	秘書部経営調査室室長
〃	大杉 聡	大阪ガス	秘書部経営調査室副課長
〃	森藤 晃仁	大阪ガス	秘書部経営調査室副課長
〃	箕輪 晴仁	田淵電機	部長
〃	井上 伸夫	内藤証券	取締役兼専務執行役員
〃	高橋 哲也	山九	関西エリア開発営業部長
〃	富森 浩治	西日本電信電話	総務部企画担当部長
〃	大庭 栄介	日本政策金融公庫 国際協力銀行	西日本国際営業部総務課長
〃	斎藤 滋	日本貿易振興機構	事業推進課課長
〃	神原 勝彦	パナソニック	秘書グループ 関西財界担当参事
〃	山口 朋子	コングレ	取締役
〃	萩田 順子	伊藤忠商事	関西業務室長代行
代表幹事スタッフ	田中 克宜	関西電力	秘書室マネジャー
〃	廣瀬 茂夫	三井住友銀行	経営企画部部長
〃	伊藤 誠治	三井住友銀行	経営企画部金融調査室次長
事務局	斉藤 行巨	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
〃	金子 秀一	関西経済同友会	会務執行部兼企画調査部副部長
〃	井上 竜仁	関西経済同友会	企画調査部
〃	本宮 亜希子	関西経済同友会	企画調査部